

高萩市国土強靱化地域計画

令和 3 年 3 月

高 萩 市

目 次

第1章 計画の方針・目標

1 計画策定の主旨、位置づけ	1
2 国土強靱化地域計画と地域防災計画の関係性	2
3 計画の進め方	2
4 国土強靱化の基本目標	3
5 計画の対象となる災害	3
6 計画期間	3

第2章 本市の現況

1 本市の概況	4
---------	---

第3章 脆弱性評価のためのリスクシナリオの設定

1 脆弱性評価の考え方	6
2 事前に備えるべき目標	7
3 施策分野の設定	9
4 脆弱性評価の実施	9
5 脆弱性評価の結果	10

第4章 リスクシナリオに対する脆弱性評価とリスク回避のための施策方針

1 直接死の最大限の防止	13
2 迅速な救助・救急・医療活動と被災者等の健康・避難生活環境の確実な確保	28
3 必要不可欠な行政機能の確保	37
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスの確保	40
5 経済活動の機能不全の防止	41
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害の最小化と早期復旧	44
7 制御不能な二次災害の防止	48
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件の整備	53

第5章 重点化施策

1 重点化施策の設定方針	56
--------------	----

第6章 推進方針

1 国土強靱化の推進方針	57
--------------	----

第7章 計画の推進と不断の見直し

1 市の他の計画の見直し	59
2 計画の推進期間及び見直し	59
3 施策の検証と改善	59

資料編

高萩市の災害の記録	資-1
用語の定義・補足	資-5

第1章 計画の方針・目標

1 計画策定の主旨、位置づけ

(1) 計画策定の主旨

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、平常時から大規模自然災害等様々な危機を想定して備えることが重要であるとの認識のもと、平成 25 年 12 月に「強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」という。）を公布・施行し、平成 26 年 6 月に同法に基づき国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定しました。

茨城県においても、市町村や関係機関の連携の下、県の強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進するための地域計画として、平成 29 年 2 月に「茨城県国土強靱化計画」を策定しました。

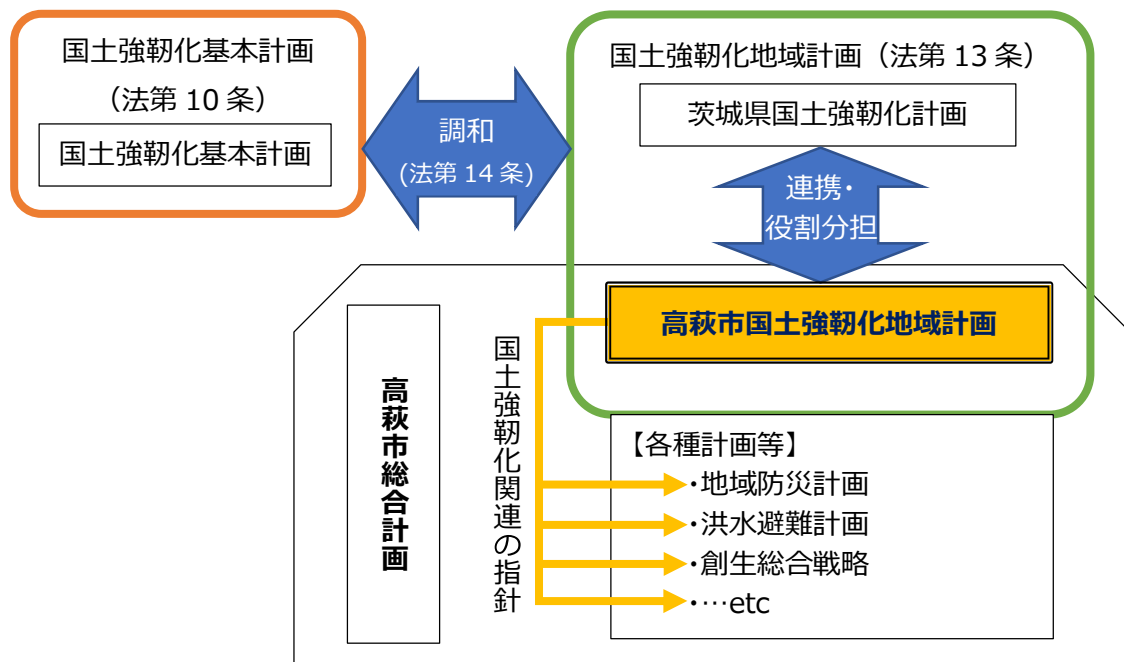
本市では、総合計画において「地域力が笑顔を育むまち 高萩～みんなが豊かさを実感できるまちを目指して～」を将来都市像として、地域一体となって災害に備え、安心して暮らしやすいまちづくりの推進に取り組んでまいります。

東日本大震災では想定外の地震によって甚大な被害が発生し、市民生活や企業活動等に大きな混乱を招きました。さらに、地震災害のみならず、最近では局地的大雨や竜巻等の異常気象や自然現象が増えており、これらによる自然災害の発生も頻発化、激甚化する傾向が見られます。このような大規模自然災害等から市民の生命と財産を守り、地域への致命的な被害を回避し、速やかな復旧・復興に資する施策を計画的に推進するために「高萩市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定します。

また、国の「国土強靱化基本計画」及び県の国土強靱化地域計画である「茨城県国土強靱化計画」と調和を図ると同時に、「高萩市総合計画」の各種計画等において、国土強靱化に関連する部分の指針となるものです。



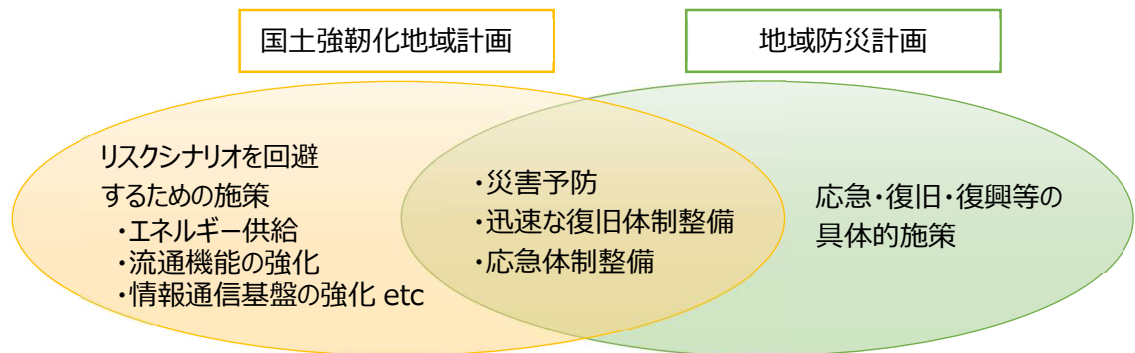
2 国土強靱化地域計画と地域防災計画の関係性

国土強靱化地域計画は、いかなる自然災害等が起ころうとも対応できる体質・構造に変革していく視点から検討するものであり、発災前（平常時）の対策を中心に、あらゆるリスクを想定しながら、「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を明らかにし、主たるリスクと強靱化すべき分野を特定して脆弱性の評価を行うことで、地域社会全般におけるハード・ソフト両面での包括的な対策を計画するものです。

地域防災計画は、地震や洪水、原子力災害等、災害の種類ごとに防災に関する具体的な手段等を定めるものであり、災害対策を実施する上での発災時や発災後の応急、復旧、復興等に視点を置いた計画となっています。

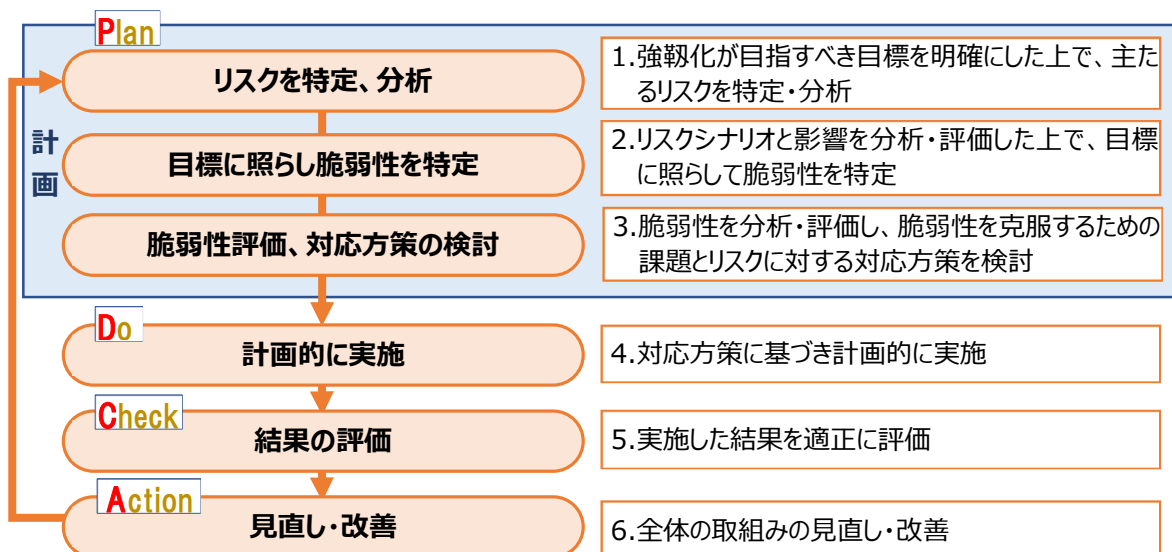
両者は互いに密接な関係を持ちつつ、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対応について定めています。

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	リスクシナリオを回避するための施策	応急・復旧・復興等の具体的施策
根拠法令	国土強靱化基本法	災害対策基本法



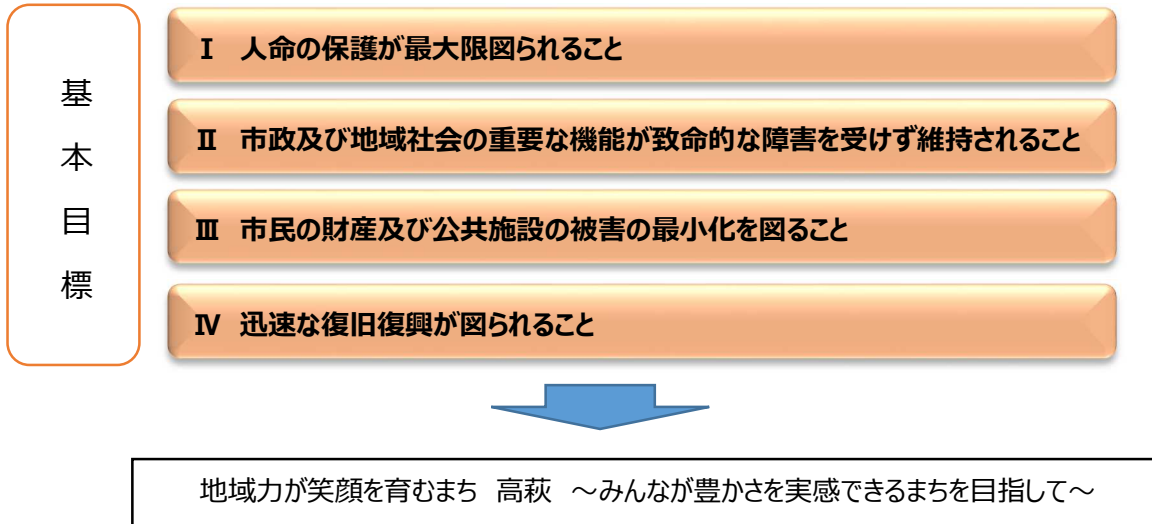
3 計画の進め方

「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向け、PDCAサイクルを繰り返し見直ししながら、本市における国土の健康診断を行い、国土強靱化を推進します。



4 国土強靱化の基本目標

本市の強靱化を進めるにあたっては、国土強靱化基本計画及び茨城県国土強靱化計画の4つの基本目標を踏まえ、本市の基本目標を次のように定め、総合計画の理念である「地域力が笑顔を育むまち 高萩～みんなが豊かさを実感できるまちを目指して～」の実現に向け、関連施策を推進します。



5 計画の対象となる災害

本市に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に原子力災害等の大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されていますが、国の基本計画が首都直下地震や南海トラフ地震等、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害が想定されていることを踏まえ、本計画においても、大規模自然災害を対象とします。

また、大規模自然災害の範囲については、基本目標に掲げる「人命の保護が最大限図られること」及び「市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」という観点から、本市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般（地震、津波、風水害、土砂災害、竜巻、渇水、林野火災（フェーン）等）とします。



なお、単独での発生だけでなく、地震後に津波が発生する等同時あるいは連続し、複合災害として発生することで、より甚大な被害をもたらす可能性があることにも留意します。

また、本市においては、自然災害に起因する原子力災害への対応も重要な課題ですが、前述の通り、本計画では大規模自然災害そのものを対象とすることから、原子力災害については取扱わないこととします。

6 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化や施策の進捗状況等に応じ、計画期間中においても必要に応じて見直すこととします。

第2章 本市の現況

1 本市の概況

(1) 位置と地勢

本市は、茨城県の北東部で、首都東京から約150km、県庁所在地の水戸市から45kmの距離にあり、市役所は東経140度42分、北緯36度42分に位置しています。市域は、東西約17.6km、南北約20kmあり、193.58 km²の面積を有しています。隣接する自治体は、北は北茨城市及び福島県東白川郡塙町、西は常陸太田市、南は日立市となっています。

西部は、花園花貫県立自然公園の一部である土岳や花貫溪谷等緑豊かな山地に連なり、東部は太平洋に面し、海食崖に囲まれた風光明媚な高戸小浜海岸や高萩海岸海水浴場がある等良好な自然環境を有しています。また、市域の約85%が山林原野等で、耕地面積は、1,038haとなっています。

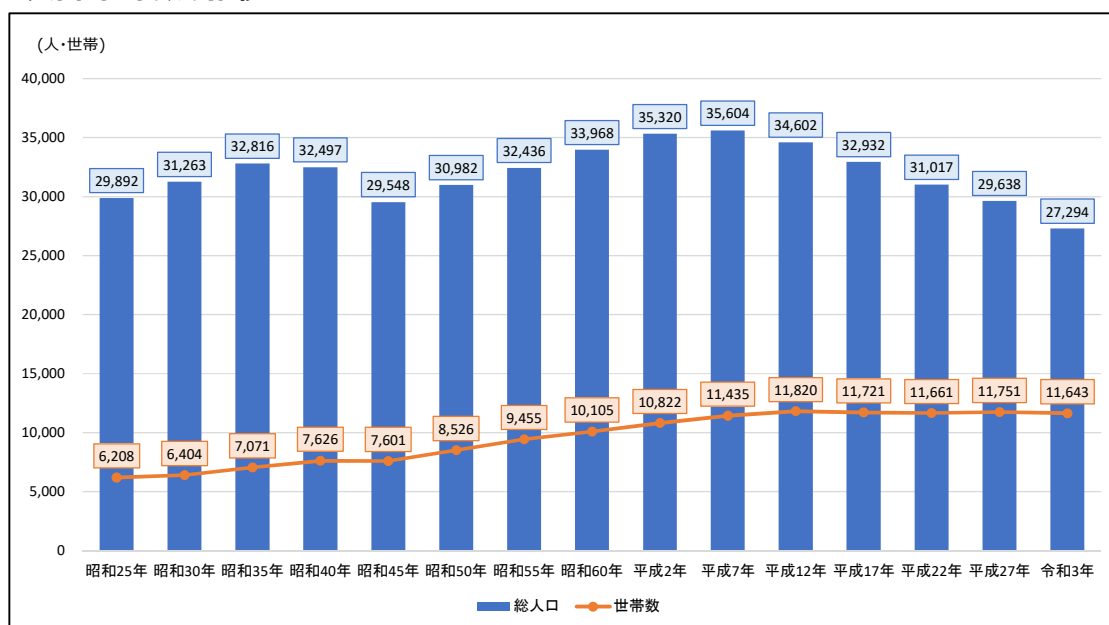
(2) 気候

東日本型気候に属し、太平洋に面しているため、県内の内陸部に比べると冬は温暖で夏は涼しくなっており、年平均気温は13度前後で、年間降水量は1,500mm程度となっています。なお、山間部は、海拔300～500mという地形条件により、海岸部より年平均気温が約2度低い内陸性気候を示しています。

(3) 人口

本市の人口は、平成7年(1995年)の35,604人をピークに減少し、平成25年(2013年)以降、30,000人を下回っています。令和3年(2021年)2月時点での本市の人口は27,294人で、県内44市町村の内35位の人口規模となっています。

■人口・世帯数の推移

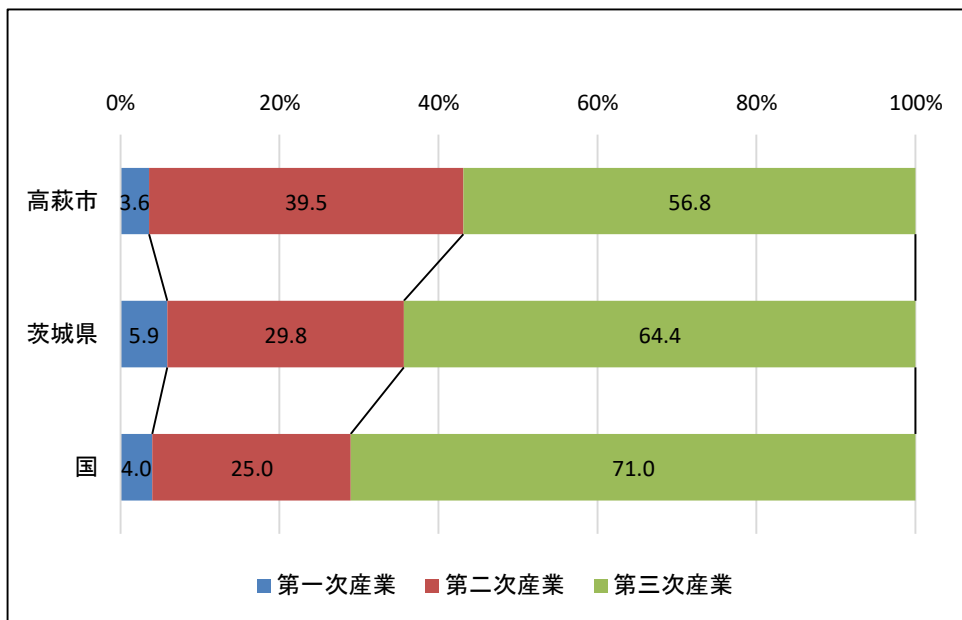


出典：国勢調査（昭和25年～平成27年）、茨城県常住人口調査（令和3年2月）

(4) 産業

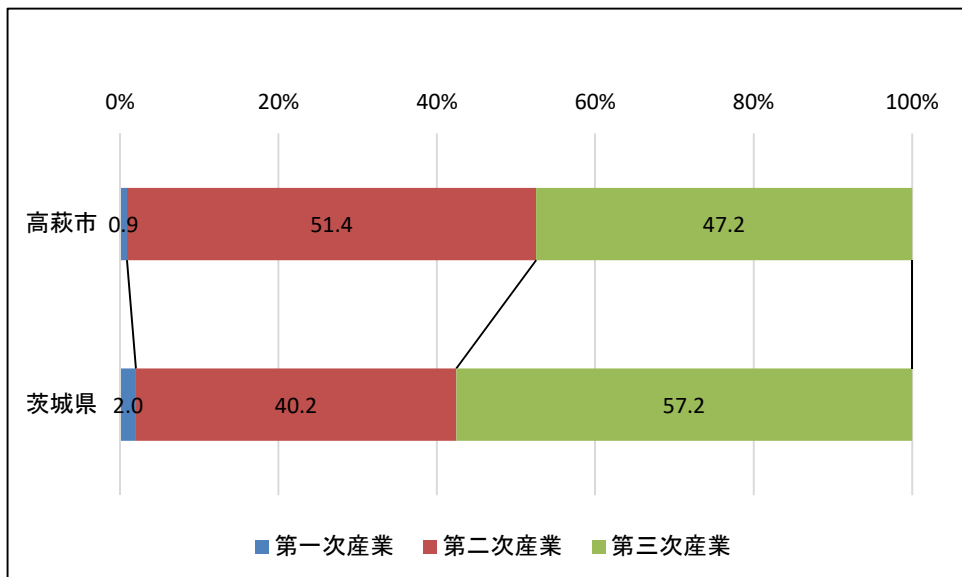
本市における産業別の就業者構成比（平成 27 年）の特徴としては、第 2 次産業の就業者比率が国・県を上回っていることが挙げられます。これは、本市において松久保及び手綱工業団地等を中心として積極的に企業誘致を進めてきたことに加えて、本市周辺の日立市や北茨城市等にも製造業を始めとする第 2 次産業が多く集積していることが要因です。

■ 産業別就業人口構成比（平成 27 年）



出典：平成 27 年国勢調査

■ 産業別生産額等



出典：平成 30 年度茨城県市町村民経済計算

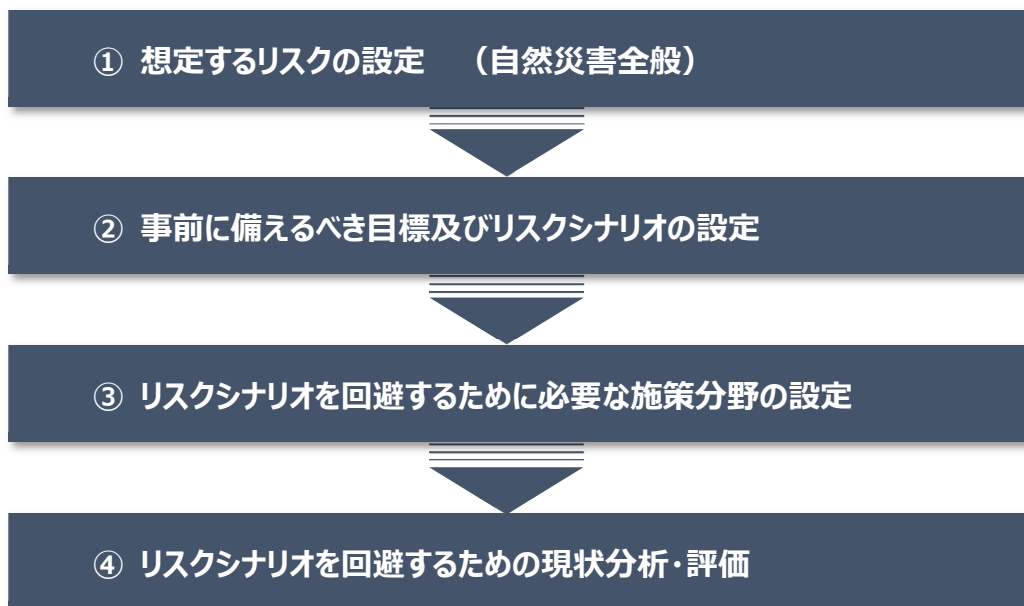
第3章 脆弱性評価のためのリスクシナリオの設定

1 脆弱性評価の考え方

本市における大規模自然災害に対する脆弱性評価は、大規模自然災害による甚大な被害を回避するために、現在の施策で足りるのかどうか、どこに脆弱性があるのかを明らかにするために実施するものです。

施策の現状分析・評価を行うことにより、本市における国土強靱化に必要な施策を効率的、効果的に実施することにつながることから、国土強靱化を推進する上で必要不可欠なプロセスです。

脆弱性評価は、国が実施した手法を参考に、①想定するリスクの設定、②「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定、③リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定、④リスクシナリオを回避するための現状分析・評価という手順により脆弱性評価を行い、本市における国土強靱化のための推進方針を策定します。



2 事前に備えるべき目標

茨城県においては、国の計画を参考として8つの「事前に備えるべき目標」と、その目標の妨げとなるものとして、36の「リスクシナリオ」を設定しておりますが、本市においては国及び県の計画との調和に留意し、本市の特性を踏まえ、大規模災害に備えた8つの「事前に備えるべき目標」と23の「リスクシナリオ」を次のとおり設定しました。

(1) 8つの「事前に備えるべき目標」

	茨城県	高萩市
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	直接死の最大限の防止
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	迅速な救助・救急・医療活動と被災者等の健康・避難生活環境の確保
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	必要不可欠な行政機能の確保
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスの確保
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動の早期復旧を図る	経済活動の機能不全の防止
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害の最小化と早期復旧
7	制御不能な二次災害を発生させない	制御不能な二次災害の防止
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件の整備

(2) 脆弱性評価のためのリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

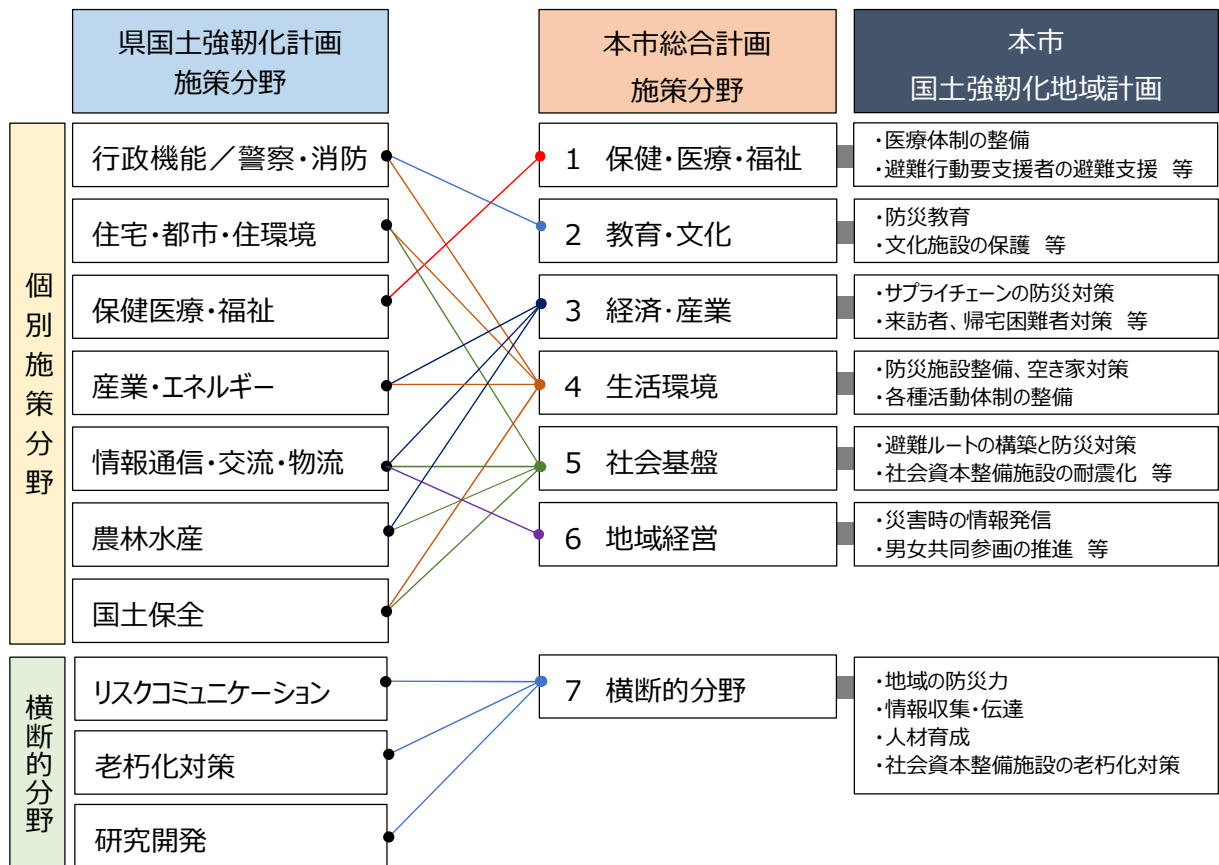
事前に備えるべき8つの目標		起きてはならない最悪の事態（23項目）
1	直接死の最大限の防止	1-1 地震による建築物や工作物、交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生 1-2 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生 1-3 異常気象による広域かつ長期的な市街地等の浸水 1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生 1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	迅速な救助・救急・医療活動と被災者等の健康・避難生活環境の確保	2-1 被災地での食料・飲料水、生活必需品、エネルギー供給等、物資供給の長期停止 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生 2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	必要不可欠な行政機能の確保	3-1 市職員・公共施設等の被災による行政機能の大幅な低下 3-2 被災による警察機能の大幅な低下と治安の悪化
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスの確保	4-1 電力供給停止等による情報サービスや情報通信機能の麻痺・長期停止
5	経済活動の機能不全の防止	5-1 サプライチェーンの寸断等による市内企業の生産力低下 5-2 食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害の最小化と早期復旧	6-1 市民の生活・経済活動の維持に必要な電力や水道等のライフラインの供給停止 6-2 地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害の防止	7-1 市街地での大規模火災の発生 7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺 7-3 大規模災害によるその他想定される二次災害の発生・拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件の整備	8-1 災害廃棄物の処理や復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-3 鉄道や高速道路網等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

3 施策分野の設定

「茨城県国土強靱化計画」の施策分野と「高萩市総合計画」の施策の大綱である、保健・医療・福祉、教育・文化、経済・産業、生活環境、社会基盤、地域経営の6つとの整合を図り、施策分野を設定しました。

また、「横断的分野」については、リスクコミュニケーション、老朽化対策、研究開発の3点を合わせた1分野を設定し、施策分野は計7分野としました。

県計画施策分野と本市総合計画との整合（下図は本市の総合計画との整合を示したものです。）



4 脆弱性評価の実施

23 のリスクシナリオごとに、それを回避するための現行の施策を抽出し、施策ごとの達成度や進捗度等を踏まえて、現行の取組みで対応が十分かどうか、脆弱性の分析・評価を実施しました。併せて施策分野ごとの取組みを整理しました。

5 脆弱性評価の結果

(1) ハード対策とソフト対策の適切な組合せによる施策の推進

防災・減災対策等強靱化に資する取組みについては既に実施されているものもありますが、進捗状況等の観点から未だ不十分な状況にあります。

本計画に掲げる基本目標を達成し強靱な地域づくりの実現のために、ハード対策とソフト対策を適切に組合せ、施策を推進する必要があります。

(2) 関係機関等との連携

強靱化に資する取組みにおいて個々の施策の実施主体は市だけでなく、国や県、民間事業者・団体等多岐にわたることから、各実施主体との情報共有や各主体間の連携を強化する必要があります。

(3) リスクシナリオごとの施策の方針

リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		施策の方針
1-1	地震による建築物や工作物、交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・防災全般の意識の向上 ・地震に対する意識の向上 ・地域防災力の向上 ・避難行動要支援者への情報伝達の強化 ・防災意識の向上 ・情報伝達の向上 ・公共施設等管理計画の活用 ・特定建築物、福祉施設の耐震化の推進 ・避難マニュアルの整備 ・空き家の管理の改善 ・避難路の改善 ・都市計画道路の強化 ・液状化防止の対策 ・地盤情報の調査と提供
1-2	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・津波発生時の市民の安全対策の強化 ・業務継続の対策 ・避難行動要支援者への情報伝達の強化 ・避難体制の構築
1-3	異常気象による広域かつ長期的な市街地等の浸水	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信の強化 ・情報伝達体制の確保 ・避難行動要支援者への情報伝達の強化 ・避難体制の構築 ・水防訓練の実施 ・河川の対策 ・汚水処理施設の対策 ・農業水利施設の対策 ・業務継続の対策 ・避難方法の周知 ・避難時の防犯対策
1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域の周知の強化 ・情報発信の強化 ・避難行動要支援者への情報伝達の強化 ・避難体制の構築

リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		施策の方針
1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達手順の整備 ・情報発信の強化 ・避難行動要支援者への情報伝達の強化 ・避難体制の構築 ・防災教育の充実 ・各種災害情報入手手段の周知促進 ・連携強化 ・被災者の医療救護・健康管理のための関係機関との相互連携
2-1	被災地での食料・飲料水、生活必需品、エネルギー供給等、物資供給の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ・道路橋梁等の管理の強化 ・緊急車両の管理の強化 ・空き家の管理の改善 ・避難路の改善 ・都市計画道路の強化 ・都市公園の防災機能の強化 ・物資備蓄の推進及び周知促進 ・断水時の供給体制の強化 ・電気・ガス等の供給体制強化 ・ガソリン等の安定供給の確保 ・保健医療体制の強化 ・福祉・介護サービスの充実
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	<ul style="list-style-type: none"> ・道路橋梁等の管理の強化 ・情報発信の強化 ・物資備蓄の推進及び供給体制の周知 ・断水時の供給体制の強化 ・電気・ガス等の供給体制の強化 ・ガソリン等の安定供給の確保
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団体制の強化 ・地域防災力の向上 ・防災訓練の強化 ・道路橋梁等の管理の強化 ・緊急車両の管理の強化 ・空き家の管理の改善 ・保健医療の体制の強化 ・福祉・介護サービスの充実
2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者対応としての意識啓発の促進 ・帰宅困難者支援体制の充実
2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症等予防対策の強化
3-1	市職員・公共施設等の被災による行政機能の大幅な低下	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画による体制強化 ・情報通信設備の強化 ・施設の安定性の向上 ・防災設備の点検の強化 ・避難誘導体制の強化 ・関係機関との連携の強化
3-2	被災による警察機能の大幅な低下と治安の悪化	<ul style="list-style-type: none"> ・手動による交通整理の対応 ・地域防犯体制の充実 ・情報発信の強化
4-1	電力供給停止等による情報サービスや情報通信機能の麻痺・長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ・通信事業者の対策強化 ・非常時優先業務マニュアルの策定と連絡体制の強化 ・情報入手手段の強化

リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		施策の方針
5-1	サプライチェーンの寸断等による市内企業の生産力低下	<ul style="list-style-type: none"> ・道路橋梁等の管理の強化 ・空き家の管理 ・避難路の改善 ・都市計画道路の強化 ・災害時の経路の強化 ・断水時の供給体制の強化 ・電気・ガス等の供給体制の強化 ・ガソリン等の安定供給の確保 ・産業継続の強化 ・事業所等の防火体制の強化
5-2	食料等の安定供給の停滞	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症等の発生予防・拡大防止対策の強化 ・生産基盤の安定の促進 ・農林業用施設等対策の強化
6-1	市民の生活・経済活動の維持に必要な電力や水道等のライフラインの供給停止	<ul style="list-style-type: none"> ・電気・ガス等の供給体制の強化 ・ガソリン等の安定供給の確保 ・断水時の供給体制の強化 ・水道施設の長寿命化 ・下水道施設の長寿命化
6-2	地域交通ネットワークが分断する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・地域交通ネットワークの強化 ・帰宅困難者対策の強化 ・道路橋梁等の管理の強化 ・緊急車両の管理の強化 ・空き家の管理の改善 ・避難路の改善 ・都市計画道路の強化 ・都市公園の防災機能の強化 ・電気・ガス等の供給体制の強化 ・ガソリン等の供給安定供給の確保
7-1	市街地での大規模火災の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時の機器の点検強化 ・事業所等の防火体制の強化 ・防火地域等の見直し ・避難路の改善
7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等管理計画の活用 ・特定建築物、福祉施設の耐震化 ・空き家の管理の改善 ・避難路の改善 ・都市計画道路の強化
7-3	大規模災害によるその他想定される二次災害の発生・拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣自治体との連携強化 ・ダム管理者との連携体制強化 ・災害に伴う有害物質の処理対策の強化 ・農地・森林等の荒廃対策の強化 ・地籍調査の実施 ・風評被害抑制対策
8-1	災害廃棄物の処理や復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に伴う廃棄物の処理対策の強化 ・人材確保の対策の強化
8-2	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災力の向上 ・防犯体制の充実 ・治安悪化の抑制対策の強化
8-3	鉄道や高速道路網等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・道路橋梁等の管理の強化 ・災害時の交通ネットワークの検討の推進

第4章 リスクシナリオに対する脆弱性評価と リスク回避のための施策方針

我が国において、東日本大震災以降全国各地で大中規模の地震が頻発しており、今後30年以内には首都直下地震や、南海トラフ地震が発生することが予想されています。

本市では、東日本大震災において一部の地域で津波による浸水被害が発生する等、改めて自然の脅威を認識させられました。こういった状況を踏まえ、大規模地震や風水害等の自然災害による被害を最小限に抑えるため、現状における脆弱性を評価し、災害リスクを認識したうえで、今後の施策を推進して行く必要があります。



1 直接死の最大限の防止

1-1 地震による建築物や工作物、交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生

突発的な大規模地震による、建築物や工作物、交通施設等の倒壊や火災によって多数の死傷者が発生し、人々の混乱で災害が拡大する恐れを想定しています。

【脆弱性の評価】

1-1-1 市民の防災意識の高揚・地域防災力に関する脆弱性

1) 防災全般の意識

- ・災害時における多様な情報発信媒体を整備し広く周知する必要がある
- ・各種団体等と連携し防災に関する市民講座を開催して日頃からの防災意識を高める必要がある
- ・大規模災害時の初動避難の遅れが生じないように防災設備を整備する必要がある

2) 地震に対する意識

- ・大規模地震において家具の転倒による被害を抑制するため、住宅における家具の転倒防止対策を推進する必要がある
- ・市民の生活と安全を確保するため耐震化や耐震診断の必要性を広く周知する必要がある
- ・大規模地震時に倒壊の恐れがあるブロック塀について対策を講じる必要がある

3) 地域防災力

- ・共助の観点から地域単位での防災訓練等の活動への支援が必要である
- ・自助共助の観点から地域の防災活動の拠点となる自主防災組織を充実させる必要がある
- ・災害に備え消防団員を増員する必要がある
- ・災害時に確実に稼働できるよう資機材を備える必要がある
- ・災害に備え平常時から健康な体づくりを促進させる必要がある

1-1-2 災害弱者への対応の脆弱性

1) 避難行動要支援者への伝達

- ・自力で避難することが困難な避難行動要支援者について、確実に避難できるように対策を講じる必要がある

1-1-3 教育現場・児童・生徒の防災意識に関する脆弱性

1) 防災意識

- ・学校での防災教育の強化を図り学校防災力を向上させる必要がある

2) 情報伝達

- ・災害時における児童、生徒の安否情報や避難情報、引き渡し情報等を確実に保護者に伝える必要がある

1-1-4 インフラを含む公共施設等の耐震化・長寿命化に関する脆弱性

1) 公共施設等管理計画の活用

- ・インフラを含む公共施設等の耐震化・長寿命化を促進するため、公共施設等管理計画を活用し対策を講じる必要がある

1-1-5 多数の人が利用する建物等の耐震化に関する脆弱性

1) 特定建築物、福祉施設の耐震化

- ・不特定多数が利用する特定建築物等の耐震化を早急に進める必要がある

2) 避難マニュアルの策定

- ・利用者向けの避難誘導マニュアルを整備する必要がある

1-1-6 空き家対策に関する脆弱性

1) 空き家の管理

- ・大規模災害発生時に空き家の倒壊による道路の寸断や周辺住宅への被害、また火災発生等を防止するための対策を推進する必要がある

1-1-7 市街地整備に関する脆弱性

1) 避難路の改善

- ・災害時における避難行動や救助活動等への支障が懸念されるため事前の対策を講じる必要がある

2) 都市計画道路の見直し

- ・都市計画道路の未整備部分等を含め大規模災害に備えた見直しを検討する必要がある

3) 液状化防止の対策

- ・液状化による供給処理施設の寸断の対策を講じる必要がある

1-1-8 地盤等の情報伝達に関する脆弱性

1) 地盤情報の調査と提供

- ・大規模地震時における甚大な被害の恐れがある地盤の地域（津波浸水域、崖・急傾斜地、活断層の位置等）を把握する必要がある

【リスク回避のための施策方針】

1-1-1 市民の防災意識の高揚・地域防災力の向上を図る

1) 防災全般の意識の向上

- ・複数の情報発信媒体を活用し防災情報を発信する
- ・市民講座等を開催し防災に対する市民の意識向上を図る
- ・各戸に火災報知器や感震ブレーカー等を設置し災害時の安全対策の充実を図る

2) 地震に対する意識の向上

- ・大規模地震発生に備え避難行動の周知、建物耐震、家具の固定等を推進する
- ・住宅耐震化の必要性を周知し耐震診断・耐震改修工事に関する助成や、地震時に倒壊の恐れがあるブロック塀の対策の周知と対策を進める

3) 地域防災力の向上

- ・地域コミュニティの活性化による共助体制を構築し防災意識を高めるための支援を行う
- ・自主防災組織の結成の促進及び活動の充実により地域防災力の向上を図る
- ・消防団員の増員や職員に対し各種研修による消防技術の向上及び資格取得を推進し、消防力の充実強化を図る
- ・避難所での災害関連疾患を予防するため平時から避難時におけるエコノミッククラス症候群を抑制する等、周知と対策を進める

1-1-2 災害弱者への対応

1) 避難行動要支援者への情報伝達の強化

- ・避難行動要支援者名簿や避難支援プラン個別計画を作成する等、避難行動の支援を推進する
- ・高齢者や障がい者へのわかりやすい情報発信や外国人への多言語対応とわかりやすい日本語の情報発信等を推進する

1-1-3 教育現場・児童・生徒の防災意識の向上

1) 防災意識の向上

- ・各学校において防災教育を強化し、状況の変化に応じ危機管理マニュアルの見直しを図るとともに避難訓練を実施する

2) 情報伝達の向上

- ・保護者へのメール配信システム等を活用した情報伝達の実施及び災害時における行政と学校の連携強化を推進する



1-1-4 インフラを含む公共施設等の耐震化・長寿命化

1) 公共施設等管理計画の活用

- ・市の将来にわたる公共施設等管理計画の活用を図ることにより、各種施設の耐震化対策の強化を推進する

1-1-5 多数の人が利用する民間の建物等の耐震化

1) 特定建築物、福祉施設の耐震化の推進

- ・不特定多数の人々が利用する病院、教育施設、事業所等の特定建築物について、災害時の被害を抑制するため耐震化・改修促進等の指導を推進する
- ・民間の介護施設等について耐震化・改修促進等の指導を推進する
- ・民間保育施設について施設改築等への支援、指導を推進する

2) 避難マニュアルの整備

- ・災害時の避難誘導マニュアルを整備し一般市民に広く周知を推進する

1-1-6 空き家対策の強化

1) 空き家の管理の改善

- ・災害時における管理の不適切な空き家の倒壊による交通網の寸断等を防ぐため、所有者への連絡を強化し早期改善を促す

1-1-7 市街地整備の推進

1) 避難路の改善

- ・避難行動や救助活動等のための避難路の改修整備を推進する

2) 都市計画道路の強化

- ・災害時における避難路や防火帯となる街路の整備を推進する
- ・緊急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について国、県や高速道路管理者と連携を図り整備を推進する
- ・緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ各種施設の長寿命化を図る

3) 液状化防止の対策

- ・地震発生時におけるインフラ（道路・トンネル・橋梁等）施設における、地盤の液状化防止対策を推進する

1-1-8 地盤等の情報伝達

1) 地盤情報の調査と提供

- ・災害時に甚大な被害が発生する恐れがある地域の地盤情報（津波浸水域、崖・急傾斜地、活断層の位置等）を把握し、事前に対策を検討したうえで市民や施設利用者等に広く周知する

【指標と目標】

主な指標 (KPI)	担当課	現状	目標
ホームページ閲覧数	企画広報課	140,213 件	155,000 件
S N S 登録数	企画広報課	7,767 件	9,300 件
防災マップの作成	危機対策課	作成済	継続
住宅の耐震化率	都市整備課	63.2%	90.0%
民間特定建築物の耐震化率	都市整備課	56.3%	90.0%
保育施設の耐震化率	子育て支援課	62.5%	100.0%
民間介護福祉施設の耐震化率	高齢福祉課	88.0%	100.0%
教育施設の耐震化率	教育総務課	90.9%	100.0%
都市計画道路の整備率	都市整備課	51.7%	54.2%
市有避難所の耐震化率	都市整備課	81.4%	95.0%
大規模盛土造成地における第二次スクリーニング優先度評価の実施箇所数	都市整備課	0 箇所	85 箇所
住宅用火災警報器及び感震ブレーカー設置率	予防課	住警器：67.3% 感震ブレーカー：10.5%	住警器：増加 感震ブレーカー：増加
災害に関する地域への出前講座	危機対策課	年 1 回以上	継続
消防団員数	消防総務課	307 人	増加
自主防災組織数	危機対策課	25 団体	27 団体
外国人への防災情報、防災対策の周知	市民課、消防署、生涯学習課、危機対策課	着手済	継続
多言語音声翻訳アプリ等の活用	消防署、観光商工課	実施済	継続
戸籍のデータバックアップ保管、管理	市民課	着手済	継続
避難行動要支援者名簿作成	社会福祉課、高齢福祉課	作成済	継続 (毎年更新)
避難行動要支援者の個別支援プランの作成数	社会福祉課	775 人	1,000 人
危機管理マニュアルの見直し・改善	学校教育課、危機対策課	年 1 回以上	継続
自然災害を想定した避難訓練の実施	学校教育課	年 2 回以上	継続
通学路の安全点検	教育総務課、総務課、建設課、都市整備課、危機対策課	年 3 回以上	継続
マチコミメールの登録率	学校教育課	99%	100%
緊急地震速報システムを活用した避難訓練の実施	学校教育課	年 1 回以上	継続
学校施設長寿命化計画策定	教育総務課	策定済	継続
避難路(JR 横断)点検及び長寿命化	建設課	未着手	着手
耐震性防火貯水槽の設置	警防課	14 基	19 基

1 直接死の最大限の防止

1-2 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生

大規模地震の発生後、広域にわたる大規模な津波により多数の死傷者が発生することを想定しています。

【脆弱性の評価】

1-2-1 大規模津波に対する安全確保と業務継続の脆弱性

1) 津波発生時の市民の安全確保

- ・大規模津波発生時の周知手段を強化する必要がある
- ・大規模津波発生時の情報媒体の準備及び周知の必要がある
- ・避難勧告について確実かつ迅速に対応できるように発信方法を検討する必要がある
- ・大規模津波による被害を軽減できるような対策を講じる必要がある

2) 業務継続

- ・大規模津波発生後においても業務が継続できるような対策を講じる必要がある
- ・停電時においても業務継続ができるような対策を講じる必要がある

1-2-2 災害弱者への対応

1) 避難行動要支援者への伝達

- ・自力で避難することが困難な避難行動要支援者について、確実に避難できるように対策を講じる必要がある

2) 避難体制

- ・津波浸水想定区域にある要配慮者利用施設の利用者の避難を確実にを行うため、避難計画を策定する必要がある

【リスク回避のための施策方針】

1-2-1 大規模津波に対する安全確保の強化と業務継続

1) 津波発生時の市民の安全対策の強化

- ・防災マップを活用し、避難場所等状況に応じた避難方法の周知を推進する
- ・複数の情報発信媒体の活用の推進、スマートフォン等アプリ導入検討を推進する
- ・避難勧告があらゆる人に適正に伝えるための伝達マニュアルの整備や発令体制の構築を推進する
- ・津波・高潮対策未整備地域の整備促進に向けて関係機関との協議を進め早期実現を推進する

2) 業務継続の対策

- ・公共施設等管理計画及び日立・高萩広域下水道組合ストックマネジメント計画、下水道総合地震対策計画に基づく汚水処理施設の耐震化・耐津波化対策を推進する
- ・燃料の優先供給等の対策による災害時の電源確保を推進する

1-2-2 災害弱者への対応

1) 避難行動要支援者への情報伝達の強化

- ・避難行動要支援者名簿や避難支援プラン個別計画を作成する等、避難行動の支援を推進する
- ・高齢者や障がい者へのわかりやすい情報発信や、外国人への多言語対応とわかりやすい日本語の情報発信等を推進する

2) 避難体制の構築

- ・津波浸水想定区域にある要配慮者利用施設において、施設ごとに避難計画を策定し避難訓練の実施を推進する

【指標と目標】

主な指標 (KPI)	担当課	現状	目標
防災マップの作成	危機対策課	作成済	継続
災害に関する地域への出前講座	危機対策課	年 1 回以上	継続
避難行動要支援者名簿作成	社会福祉課、高齢福祉課	作成済	継続 (毎年更新)
避難行動要支援者の個別支援プランの作成数	社会福祉課	775 人	1,000 人
下水道事業業務継続計画	広域下水道組合	策定済	継続
下水道総合地震対策計画による耐津波化対策	広域下水道組合	電気棟建設工事着工	R6 年度供用開始

1 直接死の最大限の防止

1-3 異常気象による広域かつ長期的な市街地等の浸水

近年の地球温暖化等により頻発化・大型化する台風等の豪雨災害により起こりうる広域かつ長期的な市街地等の浸水を想定しています。

【脆弱性の評価】

1-3-1 水害に対する警戒体制・避難体制の脆弱性

1) 情報の周知

- ・水害に関する情報を事前に市民へ周知を図り確実かつ円滑な避難を支援する必要がある

2) 情報伝達体制の確保

- ・水害に関する情報を市民に正確かつ迅速に伝達するため、伝達方法の特性を生かした複数の媒体による伝達の必要がある
- ・水害に関する避難勧告の発信方法を検討する必要がある
- ・水害に関する関係機関からの情報入手方法についても複数確立する必要がある

3) 避難行動要支援者への伝達

- ・自力で避難することが困難な避難行動要支援者について、確実に避難できるように対策を講じる必要がある

4) 避難体制

- ・浸水想定区域にある要配慮者利用施設の利用者の避難を確実にを行うため避難確保計画を策定する必要がある

5) 水防訓練の実施

- ・水害対策として近隣自治体との連携強化により水防体制及び広域避難体制を強化する必要がある

1-3-2 河川・汚水処理施設・排水施設等の脆弱性

1) 河川

- ・洪水による浸水対策を講じる必要がある

2) 汚水処理施設

- ・洪水による浸水対策を講じる必要がある

3) 農業水利施設

- ・浸水が発生する箇所において降雨量による処理能力の状況を見極め排水ポンプの検討を行う必要がある

4) 業務継続

- ・施設整備や改良による対策には莫大な経費と時間を要するため公共施設等管理計画を基に優先順位を定め、段階的に整備を進めて行く必要がある
- ・停電時においても業務継続ができるような対策を講じる必要がある

1-3-3 被害想定脆弱性

1) 避難方法の検討

- ・避難方法について災害規模の予測に応じ検討する必要がある

2) 避難時の防犯対策

- ・災害発生後の早期復旧に向け優先順位や災害に備えた資機材の準備を検討する必要がある
- ・災害による避難が長期化する場合、広範囲に無人状態となることを想定し治安の悪化を防ぐ対策を検討する必要がある

【リスク回避のための施策方針】

1-3-1 水害に対する警戒体制・避難体制

1) 情報発信の強化

- ・防災マップを活用し、避難場所やマイ・タイムラインの推進等状況に応じた避難方法の周知を推進する
- ・複数の情報発信媒体の活用の推進、スマートフォン等アプリ導入検討を推進する

2) 情報伝達体制の確保

- ・避難勧告があらゆる人に適正に伝えるための伝達マニュアルの整備や発令体制の構築を推進する
- ・情報入手手段として関係者とのホットラインの活用やプッシュ型配信を推進する

3) 避難行動要支援者への情報伝達の強化

- ・避難行動要支援者名簿や避難支援プラン個別計画を作成する等、避難行動の支援を推進する
- ・高齢者や障がい者へのわかりやすい情報発信や、外国人への多言語対応とわかりやすい日本語の情報発信等を推進する

4) 避難体制の構築

- ・水害が発生する恐れがある要配慮者利用施設において、施設ごとに避難確保計画を策定し避難訓練の実施を推進する

5) 水防訓練の実施

- ・近隣自治体との連携強化による水害対応力及び他県他市への広域避難体制の強化を推進する

1-3-2 河川・汚水処理施設・排水施設等の対策

1) 河川の対策

- ・浚渫、除草等の適正管理により河川の流下能力を確保するとともに、洪水の原因となる未改修河川については河川改修を検討する

2) 汚水処理施設の対策

- ・洪水等による浸水対策について公共施設等管理計画による長寿命化と合わせた検討を推進する

3) 農業水利施設の対策

- ・洪水等による浸水対策について公共施設等管理計画による長寿命化と合わせた検討を推進する

4) 業務継続の対策

- ・雨水排水施設等の計画見直しによる水害の軽減を図る
- ・公共施設等管理計画及び日立・高萩広域下水道組合下水道総合地震対策計画に基づく汚水処理施設の耐震化・耐津波化対策を推進する
- ・燃料の優先供給等の対策による災害時の電源確保を推進する

1-3-3 被害想定からの対策

1) 避難方法の周知

- ・浸水被害を想定し状況に応じ立ち退き避難や垂直避難を検討し周知する

2) 避難時の防犯対策

- ・事前計画として復旧・復興優先順位の設定や資機材及び人材確保を推進する
- ・避難が長期化する場合の治安悪化を防ぐため警察や関係機関との連携強化を推進する



【指標と目標】

主な指標 (KPI)	担当課	現状	目標
防災マップの作成	危機対策課	作成済	継続
災害に関する地域への出前講座	危機対策課	年 1 回以上	継続
避難行動要支援者名簿作成	社会福祉課、高齢福祉課	作成済	継続 (毎年更新)
避難行動要支援者の個別支援プランの作成数	社会福祉課	775 人	1,000 人
河川の適正管理	建設課	河川の草刈り(毎年) 浚渫(4 年毎)	継続
側溝排水路の適正管理	建設課	改修計画を策定 工事を実施	継続
下水道事業業務継続計画	広域下水道組合	策定済	継続
防災重点ため池の豪雨診断とハザードマップの作成	農林課	100%	100%
洪水浸水想定区域の要配慮者利用施設における避難確保計画策定率	社会福祉課、健康づくり課、子育て支援課、高齢福祉課、教育総務課、危機対策課	100%	100%

1 直接死の最大限の防止

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

大規模地震や豪雨による土砂災害が発生し、多数の死傷者が発生することを想定しています。

【脆弱性の評価】

1-4-1 土砂災害情報の周知の脆弱性

1) 土砂災害警戒区域の周知

- ・土砂災害警戒区域の居住者や事業者またレジャー等の来訪者に周知を図り、発生時に被害を回避する対策を講じる必要がある

2) 情報発信の強化

- ・土砂災害に関する情報を市民に正確かつ迅速に伝達するため、伝達方法の特性を生かした複数の媒体による伝達方法が必要である

3) 避難行動要支援者への伝達

- ・自力で避難することが困難な避難行動要支援者について、確実に避難できるように対策を講じる必要がある。

4) 避難体制

- ・土砂災害警戒区域の要配慮者利用施設の利用者の避難を確実にを行うため、避難確保計画を策定する必要がある

【リスク回避のための施策方針】

1-4-1 土砂災害情報の周知対策

1) 土砂災害警戒区域の周知の強化

- ・土砂災害警戒区域等指定箇所を市民に周知し危険箇所の認識を促進する
- ・災害情報について居住者、事業者、レジャー目的の来訪者等各々に対応した周知手段を検討する
- ・防災マップにより危険箇所を把握し関係機関との連携により、自主防災組織等と災害情報の共有を推進する

2) 情報発信の強化

- ・複数の情報発信媒体の活用の推進、スマートフォン等アプリ導入検討を推進する

3) 避難行動要支援者への情報伝達の強化

- ・避難行動要支援者名簿や避難支援プラン個別計画を作成する等、避難行動の支援を推進する
- ・高齢者や障がい者へのわかりやすい情報発信や、外国人への多言語対応とわかりやすい日本語の情報発信等を推進する

4) 避難体制の構築

- ・土砂災害が発生する恐れがある要配慮者利用施設において、施設ごとに避難確保計画を策定し避難訓練の実施を推進する

【指標と目標】

主な指標 (KPI)	担当課	現状	目標
防災マップの作成	危機対策課	作成済	継続
避難行動要支援者名簿作成	社会福祉課、高齢福祉課	作成済	継続 (毎年更新)
避難行動要支援者の個別支援プランの作成数	社会福祉課	775人	1,000人
土砂災害警戒区域の要配慮者利用施設における避難確保計画策定率	健康づくり課、教育総務課、社会福祉課、危機対策課	100%	100%



1 直接死の最大限の防止

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

防災行政無線、災害情報共有システム（Lアラート）やその他防災機関の通信設備等の不備、不足により情報が伝達できず、逃げ遅れや救助ができない事を原因とした、多数の死傷者の発生を想定しています。

【脆弱性の評価】

1-5-1 市民への情報伝達の脆弱性

1) 情報伝達手順の整備

- ・居住者や各種施設利用者また来訪者等不特定多数の人々に対し避難マニュアルの周知を図るとともに情報伝達訓練を行う必要がある

2) 情報発信

- ・災害時における多様な情報発信媒体を整備し広く周知する必要がある

1-5-2 災害弱者への情報伝達の脆弱性

1) 避難行動要支援者への伝達

- ・災害発生時に避難の遅れが懸念される避難行動要支援者に対し迅速な対応が出来るように対策を講じる必要がある
- ・パソコンや携帯電話を持たない高齢者ほか障がい者や外国人に対して災害情報を伝達するための対策を講じる必要がある

2) 避難体制

- ・要配慮者利用施設の利用者の避難を確実にを行うため、避難確保計画を策定する必要がある

3) 防災教育

- ・大規模災害に備え学校における防災教育等を通じて学校防災力を向上させる必要がある

1-5-3 市民の情報受信の脆弱性

1) 各種災害情報入手手段の把握

- ・各種災害情報をリアルタイムに適切に伝えられるような手段を構築する必要がある

1-5-4 関係機関との相互連絡の脆弱性

1) 連携強化

- ・大規模災害に備え関係機関との連携を強化する必要がある

2) 被災者の医療救護・健康管理のための関係機関との相互連携

- ・大規模災害に備え医療機関や保健所等との連携を強化する必要がある

【リスク回避のための施策方針】

1-5-1 市民への情報伝達

1) 情報伝達手順の整備

- ・平常時の運用管理、マニュアルを活用した情報伝達訓練の実施を推進する

2) 情報発信の強化

- ・複数の情報発信媒体の活用の推進、スマートフォン等アプリ導入検討を推進する

1-5-2 災害弱者への情報伝達

1) 避難行動要支援者への情報伝達の強化

- ・避難行動要支援者名簿や避難支援プラン個別計画を作成する等、避難行動の支援を推進する
- ・高齢者や障がい者へのわかりやすい情報発信や外国人への多言語対応とわかりやすい日本語の情報発信等を推進する

2) 避難体制の構築

- ・災害が発生する恐れがある要配慮者利用施設において、施設ごとに避難確保計画を策定し避難訓練の実施を推進する

3) 防災教育の充実

- ・各学校において防災教育を強化し、状況の変化に応じ危機管理マニュアルの見直しを図るとともに避難訓練を実施する

1-5-3 市民の情報受信

1) 各種災害情報入手手段の周知促進

- ・家族や地域住民同士の情報入手に関する方法について周知を促進する

1-5-4 関係機関との相互連絡

1) 連携強化

- ・国、県、消防との連携や近隣自治体との連携の強化を推進する

2) 被災者の医療救護・健康管理のための関係機関との相互連携

- ・被災者の医療救護、健康管理等のため茨城県や日立保健所、多賀医師会等の関係機関と連携を強化し、円滑な支援受け入れ体制を構築する等、災害時における初期医療救護体制及び後方支援体制の充実を図る

【指標と目標】

主な指標 (KPI)	担当課	現状	目標
ホームページ閲覧数	企画広報課	140,213 件	155,000 件
SNS登録数	企画広報課	7,767 件	9,300 件
防災マップの作成	危機対策課	作成済	継続
災害に関する地域への出前講座	危機対策課	年1回以上	継続
危機管理マニュアルの見直し・改善	学校教育課、危機対策課	年1回以上	継続
自然災害を想定した避難訓練の実施	学校教育課	年2回以上	継続
避難行動要支援者名簿作成	社会福祉課、高齢福祉課	作成済	継続 (毎年更新)
避難行動要支援者の個別支援プランの作成数	社会福祉課	775 人	1,000 人
要配慮者利用施設における避難確保計画策定率	社会福祉課、健康づくり課、子育て支援課、高齢福祉課、教育総務課、危機対策課	100%	100%
観光施設でのWi-Fiの普及	観光商工課	未実施	着手
観光施設の避難誘導サインの整備 (外国語表記入り)	観光商工課	未実施	着手
隣接消防相互応援協定	警防課、消防署	3消防本部と締結済	継続
研修参加及び資格取得	消防署	実施済	継続
外国人への防災情報、防災対策の周知	市民課、消防署、生涯学習課、危機対策課	着手済	継続

2 迅速な救助・救急・医療活動と被災者等の健康・避難生活環境の確実な確保

2-1 被災地での食料・飲料水、生活必需品、エネルギー供給等、物資供給の長期停止

大規模な地震や水害、土砂災害が発生し被災者の長期避難生活が生じた際、生活に必要な最低限の物資供給が滞り、または停止することを想定しています。

【脆弱性の評価】

2-1-1 物資輸送の脆弱性

1) 道路橋梁等の管理

- ・浸水想定区域、土砂災害警戒区域内の居住者に対し避難マニュアルの周知や防災訓練を行う必要がある
- ・電柱倒壊による道路の分断を回避するため主要幹線道路の無電柱化を検討する必要がある
- ・孤立の恐れがある地域を調査し対策を講じる必要がある

2) 緊急車両の管理

- ・突然の災害にも対応できるよう日頃からの緊急車両や公用車の点検管理を行う必要がある
- ・関係機関と事前に調整を行い災害に備える必要がある

3) 空き家の管理

- ・大規模災害発生時に空き家の倒壊による道路の寸断や周辺住宅への被害、また火災発生等を防止するための対策を講じる必要がある

4) 避難路の通行

- ・災害時に緊急車両の通行が困難な避難路について段階的に対策を講じる必要がある

5) 都市計画道路の見直し

- ・都市計画道路の未整備部分等を含め、大規模災害に備えた見直しを検討する必要がある

6) 都市公園の防災機能

- ・災害時の一次的な避難場所となる都市公園について災害に備え防災機能を充実させる必要がある

2-1-2 物資の備蓄・調達・供給体制の脆弱性

1) 物資備蓄の推進及び供給体制の周知

- ・災害時において避難者に対し物資供給の対策を講じる必要がある
- ・災害時において十分な物資の供給が出来るように備蓄、管理を充実し周知させる必要がある
- ・災害時の物資供給に当たり関係者と協力体制を構築する必要がある

2) 断水時の供給体制

- ・大規模地震等による断水に備えあらゆる状況に対応できるように供給体制等を検討する必要がある

2-1-3 エネルギー供給の脆弱性

1) 電気・ガス等の供給

- ・大規模地震等による供給停止に備えあらゆる状況に対応できるように供給事業者等と連絡体制の強化を図る必要がある

2) ガソリン等の供給

- ・災害発生後においてもガソリン等の供給が図られるように対策を講じる必要がある

2-1-4 緊急輸送体制の脆弱性

1) 道路橋梁等の管理

- ・大規模災害時における主要幹線道路が分断された場合を想定し代替ルートを検討する必要がある

2) 緊急車両の管理

- ・突然の災害にも対応できるよう日頃からの緊急車両や公用車の点検管理を行う必要がある

2-1-5 保健医療・福祉・介護の連携の脆弱性

1) 保健体制の強化

- ・大規模災害に備え医療機関や保健所との連携を強化する必要がある

2) 福祉介護サービスの充実

- ・避難生活が長期化した場合に備え通常の福祉介護サービスが受けられるような対策を講じる必要がある

【リスク回避のための施策方針】

2-1-1 物資輸送対策

1) 道路橋梁等の管理の強化

- ・公共施設等管理計画による道路施設の整備・管理や主要幹線道路の代替ルートの検討を推進する
- ・災害時の電柱倒壊による交通分断の対策として無電柱化等の検討を推進する
- ・主要幹線道路や避難所周辺、孤立集落抑制対応の検討を推進する

2) 緊急車両の管理の強化

- ・災害時の適切な運用のため緊急車両の良好な状態の維持管理を推進する

3) 空き家の管理の改善

- ・災害時における管理の不適切な空き家の倒壊による交通網の寸断等を防ぐため、所有者への連絡を強化し早期改善を促す

4) 避難路の改善

- ・避難行動や救助活動等のための避難路の改修整備を推進する

5) 都市計画道路の強化

- ・災害時における避難路や防火帯となる街路の整備を推進する
- ・緊急救援活動等に必要緊急輸送道路や避難路について国、県や高速道路管理者と連携を図り整備を推進する
- ・緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ各種施設の長寿命化を図る

6) 都市公園の防災機能の強化

- ・一時的な避難場所として都市公園に防災施設、トイレ、駐車場等の設置により機能強化を推進する

2-1-2 物資の備蓄・調達・供給体制

1) 物資備蓄の推進及び周知促進

- ・災害直後の物資供給の滞りが無いよう物資備蓄の管理の強化や供給場所の周知を推進する
- ・物資保管状況把握と計画的な備蓄を行い併せて防災センター整備を推進する
- ・迅速かつ円滑な物資支給及び避難所環境維持に必要な資機材確保のための協定締結を推進する（他自治体、民間企業、民間団体）

2) 断水時の供給体制の強化

- ・災害による断水時の生活用水の確保や応急給水体制の強化を推進する
- ・日本水道協会、日本水道協会関東地方支部、日本水道協会茨城県支部との連携調整強化を図る

2-1-3 エネルギー供給体制の強化

1) 電気・ガス等の供給体制の強化

- ・長期停止時に適宜情報を伝達する体制や供給事業者等と連絡体制の強化を図る

2) ガソリン等の安定供給の確保

- ・災害協定によりガソリン等の安定供給の確保を推進する

2-1-4 緊急輸送体制の強化

1) 道路橋梁等の管理の強化

- ・公共施設等管理計画による道路施設の整備・管理や主要幹線道路の代替ルートの検討を推進する

2) 緊急車両の管理の強化

- ・災害時の適切な運用のため緊急車両の良好な状態の維持管理を推進する

2-1-5 保健医療・福祉・介護の連携強化

1) 保健医療体制の強化

- ・予防接種や各種健診等平常時の健康管理の推進及び災害発生後にも継続的なサービスが受けられる体制の整備を推進する

2) 福祉・介護サービスの充実

- ・災害時の様々な福祉ニーズに対応するため在宅医療や介護における連携整備を推進する

【指標と目標】

主な指標 (KPI)	担当課	現状	目標
都市計画道路の整備率	都市整備課	51.7%	54.2%
避難路 (JR 横断) 点検及び長寿命化	建設課	未着手	着手
水道事業災害等対策マニュアル	水道課	策定済	継続
老朽管路更新 (水道・工業用水道事業) 【老朽管割合】	水道課	水道: 35% 工業用: 64.1%	老朽管割合減少
重要給水施設配水管の耐震化 (水道事業) 【耐震化率】	水道課	30.3%	耐震化率増加
浄水施設耐震化及び設備更新 (水道・工業用水道事業)	水道課	耐震化: 1 箇所 (関口浄水場)	耐震化: 3 箇所
配水池耐震化 (特別高区配水池・高区配水池・低区配水池・関口低区配水池・関口高区調整池)	水道課	4 箇所 (特高、低区、 関口低区、高区調整)	5 箇所
公用車の適正な管理	財政課	法定点検の実施	継続
災害時保健活動マニュアル	健康づくり課	策定済	継続
特定健診受診率	保険医療課	40%	60%
高齢者健診受診率	保険医療課	23.1%	30%

2 迅速な救助・救急・医療活動と被災者等の健康・避難生活環境の確実な確保

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

大規模自然災害により長期にわたり孤立する地域が同時に発生することを想定しています。

【脆弱性の評価】

2-2-1 物資の輸送の脆弱性

1) 道路橋梁等の管理

- ・大規模災害時における主要幹線道路が分断された場合を想定し代替ルートを検討する必要がある

2-2-2 情報発信の脆弱性

1) 情報発信

- ・災害時における多様な情報発信媒体を整備し広く周知する必要がある

2-2-3 物資の備蓄・調達・供給体制の脆弱性

1) 物資備蓄の推進及び供給体制の周知

- ・災害時の物資供給に当たり関係者と協力体制を構築する必要がある

2) 断水時の供給体制

- ・大規模地震等による断水に備えあらゆる状況に対応できるように供給体制等を検討する必要がある
- ・関係機関と事前に調整を行い災害に備える必要がある

3) 電気・ガス等の供給

- ・大規模地震等による供給停止に備えあらゆる状況に対応できるように供給事業者等と連絡体制の強化を図る必要がある

4) ガソリン等の供給

- ・災害発生後においてもガソリン等の供給が図られるように対策を講じる必要がある

【リスク回避のための施策方針】

2-2-1 物資の輸送

1) 道路橋梁等の管理の強化

- ・公共施設等管理計画による道路施設の整備・管理や、主要幹線道路の代替ルートの検討を推進する

2-2-2 情報発信

1) 情報発信の強化

- ・複数の情報発信媒体の活用の推進、スマートフォン等アプリ導入検討を推進する

2-2-3 物資の備蓄・調達・供給体制

1) 物資備蓄の推進及び供給体制の周知

- ・迅速かつ円滑な物資供給のための協定締結を推進する（他自治体、民間企業、民間団体）

2) 断水時の供給体制の強化

- ・災害による断水時の生活用水の確保や応急給水体制の強化を図る
- ・日本水道協会、日本水道協会関東地方支部、日本水道協会茨城県支部との連携調整強化を図る

3) 電気・ガス等の供給体制の強化

- ・長期停止時に適宜情報を伝達する体制や供給事業者等と連絡体制の強化を図る

4) ガソリン等の安定供給の確保

- ・災害協定によりガソリン等の安定供給の確保を推進する

【指標と目標】

主な指標 (KPI)	担当課	現状	目標
避難路 (JR 横断) 点検及び長寿命化	建設課	未着手	着手
水道事業災害等対策マニュアル	水道課	策定済	継続



2 迅速な救助・救急・医療活動と被災者等の健康・避難生活環境の確実な確保

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

大規模自然災害が発生した際に、救助・救急活動等に対応する機関が絶対的に不足することを想定しています。

【脆弱性の評価】

2-3-1 地域防災力の脆弱性

1) 消防団体制

- ・災害に備え消防団員を増員する必要がある
- ・災害時に確実に稼働できるよう資機材を備える必要がある

2) 地域防災力

- ・共助の観点から地域単位での防災訓練等の活動への支援が必要である
- ・自助共助の観点から地域の防災活動の拠点となる自主防災組織を充実させる必要がある

3) 防災訓練

- ・地域での防災訓練を強化し災害時の応急対応等を講じる必要がある
- ・学校での防災教育の強化を図り学校防災力を向上させる必要がある

2-3-2 緊急輸送体制の脆弱性

1) 道路橋梁等の管理

- ・大規模災害時における主要幹線道路が分断された場合を想定し代替ルートを検討する必要がある

2) 緊急車両の管理

- ・突然の災害にも対応できるよう日頃からの緊急車両や公用車の点検管理を行う必要がある

3) 空き家の管理

- ・大規模災害発生時に、空き家の倒壊による道路の寸断や周辺住宅への被害、また火災発生等を防止するための対策を推進する必要がある

2-3-3 保健医療・福祉・介護の脆弱性

1) 保健医療の強化

- ・大規模災害に備え、医療機関や保健所との連携を強化する必要がある

2) 福祉介護サービスの充実

- ・避難生活が長期化した場合に備え、通常の福祉介護サービスが受けられるような対策を講じる必要がある

【リスク回避のための施策方針】

2-3-1 地域防災力の向上

1) 消防団体制の強化

- ・消防団員の増員や技術力の向上、資機材整備による体制強化を推進する

2) 地域防災力の向上

- ・防災意識を高めるため地域コミュニティの活性化による共助体制の構築支援を推進する
- ・自主防災組織の結成の促進及び活動の充実により地域防災力向上を推進する

3) 防災訓練の強化

- ・地域での防災訓練により災害時の応急対応力の向上を推進する
- ・各学校において防災教育を強化し、状況の変化に応じ危機管理マニュアルの見直しを図るとともに避難訓練を実施する

2-3-2 緊急輸送体制の強化

1) 道路橋梁等の管理の強化

- ・公共施設等管理計画による道路施設の整備・管理や、主要幹線道路の代替ルートの検討を推進する

2) 緊急車両の管理の強化

- ・災害時の適切な運用のため緊急車両の良好な状態の維持管理を推進する

3) 空き家の管理の改善

- ・災害時における管理の不適切な空き家の倒壊による交通網の寸断等を防ぐため、所有者への連絡を強化し早期改善を促す

2-3-3 保健医療・福祉・介護の連携強化

1) 保健医療体制の強化

- ・予防接種や各種健診等平常時の健康管理の推進及び災害発生後にも継続的なサービスが受けられる体制の整備を推進する

2) 福祉・介護サービスの充実

- ・災害時の様々な福祉ニーズに対応するため、在宅医療や介護における連携整備を推進する

【指標と目標】

主な指標 (KPI)	担当課	現状	目標
避難路 (JR 横断) 点検及び長寿命化	建設課	未着手	着手
消防団員数	消防総務課	307 人	増加
消防団車両の更新	消防総務課	21 台	5 台更新
研修参加及び資格取得	消防署	実施済	継続
応急手当実施率	消防署	実施済	継続
最新の救助資機材の整備	消防署	実施済	継続
公用車の適正な管理	財政課	法定点検の実施	継続
自主防災組織数	危機対策課	25 団体	27 団体
自然災害を想定した避難訓練の実施	学校教育課	年 2 回以上	継続

2 迅速な救助・救急・医療活動と被災者等の健康・避難生活環境の確実な確保

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生

大規模自然災害が発生した際における、大量の帰宅困難者が発生した場合を想定しています。

【脆弱性の評価】

2-4-1 帰宅困難者対策の脆弱性

1) 帰宅困難を想定した対応意識

- ・関係機関、市民、事業所等に対し大規模災害後の帰宅困難になった場合の対応意識を持たせることが必要である

2) 帰宅困難者への支援

- ・大規模災害後、市民や市内の従業員また観光客等に対し帰宅情報を広く周知するための対策を講じる必要がある
- ・交通機能停止時による多くの帰宅困難者の発生に関する対策が必要である

【リスク回避のための施策方針】

2-4-1 帰宅困難者対策の推進

1) 帰宅困難者対応として意識啓発の促進

- ・帰宅困難者心得 10 か条の普及を推進する
- ・徒歩帰宅ルートの確認等意識啓発を推進する

2) 帰宅困難者支援体制の充実

- ・大規模災害後帰宅情報を広く周知するため市、事業所、学校等が連携し適切な災害情報提供体制の確立を推進する
- ・交通機能が停止することを想定し徒歩帰宅支援体制の確立を推進する
- ・事業所や学校等に対し帰宅用品配備にかかる意識啓発をするとともに食糧等の備蓄や仮眠等のための設備の整備を推進する

帰宅困難者心得 10 か条

- 1) 慌てず騒がず状況確認
- 2) 携帯ラジオをポケットに
- 3) つくっておこう帰宅地図
- 4) ロッカー開けたらスニーカー(防災グッズ)
- 5) 机の中にチョコやキャラメル(簡易食糧)
- 6) 事前に家族で話し合い(連絡手段、集合場所)
- 7) 安否確認、ボイスメールや遠くの親戚
- 8) 歩いて帰る訓練を
- 9) 季節に応じた冷暖準備(携帯懐炉やタオル等)
- 10) 声を掛け合い、助け合おう

※高萩市地域防災計画より

【指標と目標】

主な指標 (KPI)	担当課	現状	目標
災害に関する地域への出前講座	危機対策課	年 1 回以上	継続
観光施設での Wi-Fi の普及	観光商工課	未実施	着手
観光施設の避難誘導サインの整備 (外国語表記入り)	観光商工課	未実施	着手

2 迅速な救助・救急・医療活動と被災者等の健康・避難生活環境の確実な確保

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

大規模自然災害による被災地において、疫病・感染症等の大規模な発生を想定しています。

【脆弱性の評価】

2-5-1 防疫体制の脆弱性

1) 避難場所における感染症の拡大

- ・災害時の避難場所等において感染症拡大を抑制する対策を講じる必要がある
- ・災害時の感染症対策として汚水処理施設の普及率を向上させる必要がある
- ・大規模災害により発生する廃棄物について衛生的に処理できるような対策を講じる必要がある
- ・災害時の感染症まん延抑制のため平常時から対策を講じる必要がある

【リスク回避のための施策方針】

2-5-1 防疫体制の強化

1) 感染症等予防対策の強化

- ・防疫のための予防対策マニュアル整備を推進する
- ・生活排水対策として公共下水道や合併浄化槽への転換を推進する
- ・大規模災害に伴い発生する災害廃棄物や、指定避難所等から発生する一般ごみやし尿を迅速かつ適正に処理する災害廃棄物処理計画を策定し、処理体制の強化を推進する
- ・避難所における新型コロナウイルスやインフルエンザ等の流行・感染拡大を予防するため、「高萩市新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営指針」に基づき、感染対策に必要な資機材の配置、十分な換気、定期的な清掃を実施する
- ・避難所におけるマスクの着用や手指消毒の奨励、3密（密閉・密集・密接）や大きな声での会話の防止、マスク会食の励行等防疫活動に努める
- ・感染症の発症が確認された際の患者の隔離、消毒の実施等のまん延防止措置についても適切に対処する
- ・避難場所や被災地区での感染症の発生予防・まん延防止のため、平常時から保健所と連携により予防接種の促進を図る



【指標と目標】

主な指標 (KPI)	担当課	現状	目標
汚水処理人口普及率（公共下水道計画区域外）	環境衛生課	27.6%	50%
予防接種法に基づく予防接種ワクチンの接種率（麻しん・風しん）	健康づくり課	1期：97.98% 2期：99.47%	1期、2期とも 100%
災害廃棄物処理計画	環境衛生課	策定済	継続
指定避難所における感染症対策資機材の導入	危機対策課	着手済	継続
災害時保健活動マニュアル	健康づくり課	策定済	継続
男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営等の促進	地方創生課	実施済	継続

3 必要不可欠な行政機能の確保

3-1 市職員・公共施設等の被災による行政機能の大幅な低下

大規模自然災害により市職員や中枢機能施設等の被災による中心機能の大幅な低下を想定しています。

【脆弱性の評価】

3-1-1 業務継続力の脆弱性

1) 業務継続機能の低下

・あらゆる災害が発生しても業務を継続できるような対策を講じる必要がある

2) 情報通信設備の被害

・情報通信設備が被害を受け行政機能の低下を招かないよう対策を講じる必要がある

・災害によるデータ消失を防止するため平常時から定期的にデータをバックアップする仕組みを構築する必要がある

3-1-2 防災拠点の脆弱性

1) 施設の安全性の確保

・インフラを含む公共施設等の耐震化・長寿命化を促進するため公共施設等管理計画を活用し対策を講じる必要がある

・災害時の停電に対する準備を講じる必要がある

2) 避難誘導體制

・災害区域の周知を図るとともに避難誘導體制を構築する必要がある

・避難行動要支援者への避難誘導策を構築する必要がある

3-1-3 相互応援・連携体制の脆弱性

1) 関係機関との連携

・災害時の対応について消防署及び消防団との連携を強化する必要がある

・近隣自治体との連絡体制を強化する必要がある

【リスク回避のための施策方針】

3-1-1 業務継続力

1) 業務継続計画による体制強化

・業務継続計画により業務を継続するために必要な体制整備の強化を推進する

2) 情報通信設備の強化

・情報機器設置場所の免震化等の検討を推進する

・情報システムの重要データバックアップ及び保管場所の検討を推進する

・住民基本台帳のデータバックアップ保管、管理を推進する

3-1-2 防災拠点の安全性の強化

1) 施設の安全性の向上

- ・公共施設等管理計画の活用による公的な建物の適正な管理及び耐震対策を推進する
- ・防災拠点施設の事業継続の観点から躯体の安全性の確保及び建物の設備対策を推進する
- ・災害による停電時に備え避難所等への非常用発電機の配備や必要な燃料の確保を推進する

2) 防災設備の点検の強化

- ・災害時の確実な稼働を維持するため施設の防火・防災設備について定期的な点検を促進する

3) 避難誘導體制の強化

- ・災害区域の施設に関する業務継続体制の整備を推進する
- ・避難行動要支援者へ優先避難を呼びかける等相互助け合い対策支援を推進する

3-1-3 相互応援・連携体制の強化

1) 関係機関との連携の強化

- ・平常時から消防署と消防団の連携強化を推進する
- ・近隣自治体との広域的な相互応援体制の確立を推進する

【指標と目標】

主な指標 (KPI)	担当課	現状	目標
戸籍のデータバックアップ保管、管理	市民課	着手済	継続
消防団員数	消防総務課	307人	増加
市有避難所の耐震化率	都市整備課	81.4%	95.0%
庁舎の非常電源の整備、点検	財政課	月1回以上	継続

高台に避難
してください



3 必要不可欠な行政機能の確保

3-2 被災による警察機能の大幅な低下と治安の悪化

大規模自然災害で警察機能が大幅に低下したことにより治安が悪化する場合を想定しています。

【脆弱性の評価】

3-2-1 交通安全対策の脆弱性

1) 手動による交通整理

- ・主要幹線道路において信号機能が停止した際の交通渋滞を抑制する対策を講じる必要がある

3-2-2 防犯体制の脆弱性

1) 地域防犯体制

- ・災害時の防犯対策として平常時から地域の防犯体制を構築し強化を図る必要がある

3-2-3 防災情報の脆弱性

1) 情報発信不足

- ・災害時に情報不足により市民が不安にならないような対策を講じる必要がある

【リスク回避のための施策方針】

3-2-1 交通安全対策

1) 手動による交通整理の対応

- ・警察官による交通整理体制の調整

3-2-2 防犯体制

1) 地域防犯体制の充実

- ・災害時の治安悪化に備えた自助共助による防犯体制の強化を推進する

3-2-3 防災情報の提供

1) 情報発信の強化

- ・災害に関する情報を市民に正確かつ迅速に伝達するため、伝達方法の特性を生かした複数の媒体による発信方法を推進する



4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスの確保

4-1 電力供給停止等による情報サービスや情報通信機能の麻痺・長期停止

大規模自然災害で電力供給停止等による、情報サービスや情報通信機能の麻痺・長期停止になることを想定しています。

【脆弱性の評価】

4-1-1 通信インフラの脆弱性

1) 通信インフラの遮断

- ・災害による通信インフラの遮断による情報伝達の遅れが懸念される

2) 業務手順の整備

- ・非常時の業務手順を整備及び必要な連絡体制の整備を図る必要がある

3) 情報発信不足

- ・災害時に情報不足により市民が不安にならないような対策を講じる必要がある

【リスク回避のための施策方針】

4-1-1 通信インフラの強化

1) 通信事業者の対策強化

- ・通信インフラの麻痺を回避するための対策強化及び各種メディアの情報提供体制の検討を推進する

2) 非常時優先業務マニュアルの策定と連絡体制の強化

- ・非常時優先業務マニュアル整備及び防災拠点への通信資機材の整備により連絡体制の強化を推進する

3) 情報発信の強化

- ・災害に関する情報を市民に正確かつ迅速に伝達するため、伝達方法の特性を生かした複数の媒体による発信方法を推進する

5 経済活動の機能不全の防止

5-1 サプライチェーンの寸断等による市内企業の生産力低下

大規模自然災害によるサプライチェーンの寸断等により、市内の製造業等の企業の生産力低下を想定しています。

【脆弱性の評価】

5-1-1 災害時の交通ルートの脆弱性

1) 道路橋梁等の管理

・大規模災害時における主要幹線道路が分断された場合を想定し代替ルートを検討する必要がある

2) 空き家の管理

・大規模災害発生時に空き家の倒壊による道路の寸断や周辺住宅への被害、また火災発生等を防止するための対策を推進する必要がある

3) 避難路の改善

・災害時における避難行動や救助活動等への支障が懸念されるため事前の対策を講じる必要がある

4) 都市計画道路の見直し

・都市計画道路の未整備部分等を含め大規模災害に備えた見直しを検討する必要がある

5) 災害時の経路の検討

・災害に伴う交通障害を抑制するため災害を想定した地域交通ネットワークを検討する必要がある

5-1-2 物資の供給体制の脆弱性

1) 断水時の供給体制

・大規模地震等による断水に備えあらゆる状況に対応できるように供給体制等を検討する必要がある
・関係機関と事前に調整を行い災害に備える必要がある

2) 電気・ガス等の供給

・大規模地震等による供給停止に備えあらゆる状況に対応できるように供給事業者等と連絡体制の強化を図る必要がある

3) ガソリン等の供給

・災害発生後においてもガソリン等の供給が図られるように対策を講じる必要がある

5-1-3 基幹産業の機能継続の脆弱性

1) 産業継続の検討

・市内の各種産業が継続できるよう対策を講じる必要がある

2) 事業所等の防火

・災害時における防火対象物の被害や危険物による被害の拡大を抑制する必要がある



【リスク回避のための施策方針】

5-1-1 災害時の交通ルートへの対策

1) 道路橋梁等の管理の強化

- ・公共施設等管理計画による道路施設の整備・管理や、主要幹線道路の代替ルートの検討を推進する

2) 空き家の管理

- ・災害時における、管理の不適切な空き家の倒壊による交通網の寸断等を防ぐため、所有者への連絡を強化し早期改善を促す

3) 避難路の改善

- ・避難行動や救助活動等のための避難路の改修整備を推進する

4) 都市計画道路の強化

- ・災害時における避難路や防火帯となる街路の整備を推進する
- ・緊急救援活動等に必要の緊急輸送道路や避難路について国、県や高速道路管理者と連携を図り整備を推進する
- ・緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ各種施設の長寿命化を図る

5) 災害時の経路の強化

- ・商工団体等の関係機関との連携によりサプライチェーンの寸断対策を推進する

5-1-2 物資の供給体制

1) 断水時の供給体制の強化

- ・災害による断水時の生活用水の確保や応急給水体制の強化を図る
- ・日本水道協会、日本水道協会関東地方支部、日本水道協会茨城県支部との連絡調整強化を図る

2) 電気・ガス等の供給体制の強化

- ・長期停止時に適宜情報を伝達する体制や供給事業者等と連絡体制の強化を図る

3) ガソリン等の安定供給の確保

- ・災害協定によりガソリン等の安定供給の確保を推進する

5-1-3 基幹産業の機能の継続

1) 産業継続の強化

- ・中小企業における主体的な事業継続計画（BCP）等の取組みを推進する
- ・商工団体等の関係機関との連携による、災害時の対策を推進する
- ・国県が実施している「災害対策融資制度」を商工会と連携を図り継続的な支援を推進する

2) 事業所等の防火体制の強化

- ・災害時における防火対象物及び危険物施設の維持管理に関する指導の強化を推進する

【指標と目標】

主な指標（KPI）	担当課	現状	目標
都市計画道路の整備率	都市整備課	51.7%	54.2%
避難路（JR 横断）点検及び長寿命化	建設課	未着手	着手
水道事業災害等対策マニュアル	水道課	策定済	継続

5 経済活動の機能不全の防止

5-2 食料等の安定供給の停滞

大規模自然災害後市民への食料等の安定供給が停滞する事態を想定しています。

【脆弱性の評価】

5-2-1 農林業からみた安定供給の脆弱性

1) 感染症等の発生予防・拡大防止

・災害時の家畜管理機能の低下による感染症拡大を抑制する対策を講じる必要がある

2) 生産基盤の安定

・災害後においても生産業が早期に回復し継続できるような対策を講じる必要がある

3) 施設被害の軽減

・災害による農林業施設等への被害を低減できるよう対策を講じる必要がある

【リスク回避のための施策方針】

5-2-1 農林業からみた安定供給対策

1) 感染症等の発生予防・拡大防止対策の強化

・自然災害発生時における家畜の感染症の発生予防対策を推進する

2) 生産基盤の安定の促進

・農業担い手の育成等により耕作放棄地の発生防止を推進する

3) 農林業用施設等対策の強化

・防災重点ため池が破堤する恐れがある場合において、迅速かつ確かな避難行動ができるよう被害想定区域や避難場所等を示す「ため池ハザードマップ」を作成するとともに、地域住民への周知の徹底を図る

・防災重点ため池の機能不全及び豪雨診断を行い、計画的な耐震補強、長寿命化等の検討を行う

・農業用排水路・用水路の周辺陥没や土砂流出に伴う閉塞等被害の拡大を防止するため関係機関との連携により、適正な維持管理と定期的な水路の巡視を行う

・生活改善センターの定期的な点検と修繕により、高齢者に対しての利便性も視野に入れ施設の適正な維持管理と効率的な長寿命化対策を図る

・林道施設の損傷の早期発見を図るため通行車両等からの目視を主体とした通常点検及び地震、台風、集中豪雨等の自然災害が発生した場合の異常時点検を行う また被害の拡大を防止するための巡視を踏まえ、適正な維持管理と効率的な長寿命対策を図る

・効率的な林道整備を行い自然災害等の危機的事態に備えた物資の輸送及び観光客の市内周遊アクセスの向上に努め、山間地域の木材搬出の利便性と活性化を図る

【指標と目標】

主な指標 (KPI)	担当課	現状	目標
防災重点ため池の豪雨診断とハザードマップ作成	農林課	100%	100%
イノシシ捕獲頭数	農林課	401 頭 (R1)	410 頭 (R3)

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害の最小化と早期復旧

6-1 市民の生活・経済活動の維持に必要な電力や水道等のライフラインの供給停止

大規模自然災害により市民の生活・経済活動の維持に必要なライフラインの供給の停止を想定しています。

【脆弱性の評価】

6-1-1 物資の供給体制の脆弱性

1) 電気・ガス等の供給

- ・大規模地震等による供給停止に備えあらゆる状況に対応できるように供給事業者等と連絡体制の強化を図る必要がある

2) ガソリン等の供給

- ・災害発生後においてもガソリン等の供給が図られるように対策を講じる必要がある

6-1-2 水道施設の脆弱性

1) 断水時の供給体制

- ・大規模地震等による断水に備えあらゆる状況に対応できるように供給体制等を検討する必要がある
- ・関係機関と事前に調整を行い災害に備える必要がある

2) 水道施設の対策

- ・大規模地震等による断水に備えた水道施設の対策を講じる必要がある

6-1-3 下水道施設の脆弱性

1) 下水道施設の対策

- ・大規模地震等による下水道施設の機能停止に備えた対策を講じる必要がある

【リスク回避のための施策方針】

6-1-1 物資の供給体制

1) 電気・ガス等の供給体制の強化

- ・長期停止時に適宜情報を伝達する体制や供給事業者等と連絡体制の強化を図る

2) ガソリン等の安定供給の確保

- ・災害協定によりガソリン等の安定供給の確保を推進する

6-1-2 水道施設の対策

1) 断水時の供給体制の強化

- ・災害による断水時の生活用水の確保や応急給水体制の強化を推進する
- ・日本水道協会、日本水道協会関東地方支部、日本水道協会茨城県支部との連携調整強化を図る

2) 水道施設の長寿命化

- ・公共施設等管理計画に基づき水道施設の長寿命化を推進する

6-1-3 下水道施設の対策

1) 下水道施設の長寿命化

・公共施設等管理計画及び日立・高萩広域下水道組合ストックマネジメント計画に基づき下水道施設の長寿命化を推進する

【指標と目標】

主な指標 (KPI)	担当課	現状	目標
水道事業災害等対策マニュアル	水道課	策定済	継続
老朽管路更新 (水道・工業用水道事業) 【老朽管割合】	水道課	水道 : 35.0% 工業用 : 64.1%	老朽管割合減少
重要給水施設配水管の耐震化 (水道事業) 【耐震化率】	水道課	30.3%	耐震化率増加
浄水施設耐震化及び設備更新 (水道・工業用水道事業)	水道課	耐震化 : 1 箇所 (関口浄水場)	耐震化 : 3 箇所
配水池耐震化 (特別高区配水池・高区配水池・低区配水池・関口低区配水池・関口高区調整池)	水道課	4 箇所 (特高、低区、 関口低区、高区調整)	5 箇所
下水道事業業務継続計画	広域下水道組合	策定済	継続
下水道総合地震対策計画による耐震化 (処理場等)	広域下水道組合	36%	54%
下水道総合地震対策計画による耐震化 (重要な管渠)	広域下水道組合	93.1%	100%



6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害の最小化と早期復旧

6-2 地域交通ネットワークが分断する事態

大規模自然災害により、地域交通ネットワークが分断し物資輸送やエネルギー供給等に影響を及ぼす事態を想定しています。

【脆弱性の評価】

6-2-1 地域交通ネットワークの脆弱性

1) 地域交通ネットワーク

- ・災害に伴う交通障害を抑制するため災害を想定した地域交通ネットワークを検討する必要がある

2) 帰宅困難者対策

- ・災害直後の帰宅困難者への支援対策を検討する必要がある

6-2-2 物資輸送の脆弱性

1) 道路橋梁等の管理

- ・浸水想定区域、土砂災害警戒区域内の居住者に対し避難マニュアルの周知や防災訓練を行う必要がある
- ・電柱倒壊による道路の分断を回避するため主要幹線道路の無電柱化を検討する必要がある
- ・孤立の恐れがある地域を調査し対策を講じる必要がある

2) 緊急車両の管理

- ・突然の災害にも対応できるよう日頃からの緊急車両や公用車の点検管理を行う必要がある

3) 空き家の管理

- ・大規模災害発生時に空き家の倒壊による道路の寸断や周辺住宅への被害、また火災発生等を防止するための対策を推進する必要がある

4) 避難路の改善

- ・災害時に緊急車両の通行が困難な避難路の解消について段階的に対策を講じる必要がある

5) 都市計画道路の見直し

- ・都市計画道路の未整備部分等を含め大規模災害に備えた見直しを検討する必要がある

6) 都市公園の防災機能

- ・災害時の一次的な避難場所となる都市公園について災害に備え防災機能を充実させる必要がある

6-2-3 エネルギー供給の脆弱性

1) 電気・ガス等の供給

- ・大規模地震等による供給停止に備えあらゆる状況に対応できるように供給事業者等と連絡体制の強化を図る必要がある

2) ガソリン等の供給

- ・災害発生後においてもガソリン等の供給が図られるように対策を講じる必要がある

【リスク回避のための施策方針】

6-2-1 地域交通ネットワークの強化

1) 地域交通ネットワークの強化

- ・災害に伴う交通障害を抑制するため主要幹線道路の代替ルートを踏まえた地域交通ネットワークを構築する

2) 帰宅困難者対策の強化

- ・災害による JR 等の公共交通運休の際の帰宅困難者に関する対策を推進する

6-2-2 物資輸送の対策

1) 道路橋梁等の管理の強化

- ・公共施設等管理計画による道路施設の整備・管理や主要幹線道路の代替ルートの検討を推進する
- ・災害時の電柱倒壊による交通分断の対策として無電柱化等の検討を推進する
- ・主要幹線道路や避難所周辺、孤立集落抑制対応の検討を推進する

2) 緊急車両の管理の強化

- ・災害時の適切な運用のため緊急車両の良好な状態の維持管理を推進する

3) 空き家の管理の改善

- ・災害時における管理の不適切な空き家の倒壊による交通網の寸断等を防ぐため、所有者への連絡を強化し早期改善を促す

4) 避難路の改善

- ・避難行動や救助活動等のための避難路の改修整備を推進する

5) 都市計画道路の強化

- ・災害時における避難路や防火帯となる街路の整備を推進する
- ・緊急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について国、県や高速道路管理者と連携を図り整備を推進する
- ・緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ各種施設の長寿命化を図る

6) 都市公園の防災機能の強化

- ・一時的な避難場所として都市公園に防災施設、トイレ、駐車場等の設置により機能強化を推進する

6-2-3 エネルギー供給体制の強化

1) 電気・ガス等の供給体制の強化

- ・長期停止時に適宜情報を伝達する体制や供給事業者等と連絡体制の強化を図る

2) ガソリン等の供給安定供給の確保

- ・災害協定によりガソリン等の安定供給の確保を推進する

【指標と目標】

主な指標 (KPI)	担当課	現状	目標
都市計画道路の整備率	都市整備課	51.7%	54.2%
避難路 (JR 横断) 点検及び長寿命化	建設課	未着手	着手
公用車の適正な管理	財政課	法定点検の実施	継続

7 制御不能な二次災害の防止

7-1 市街地での大規模火災の発生

大規模自然災害による市街地での大規模火災の発生を想定しています。

【脆弱性の評価】

7-1-1 防火上の脆弱性

1) 平常時の機器の点検

・突然の災害にも対応できるよう日頃からの防災施設や緊急車両等の点検管理を行う必要がある

2) 事業所等の防火

・災害時における防火対象物の被害や危険物による被害の拡大を抑制する必要がある

7-1-2 市街地整備の脆弱性

1) 防火地域等の検討

・準防火地域について大規模災害を想定し検討する必要がある

2) 避難路の改善

・災害時における避難行動や救助活動等への支障が懸念されるため事前の対策を講じる必要がある

【リスク回避のための施策方針】

7-1-1 防火対策の強化

1) 平常時の機器の点検強化

・平常時から施設の防火・防災設備について定期的に点検を推進する

2) 事業所等の防火体制の強化

・災害時における防火対象物及び危険物施設の維持管理に関する指導の強化を推進する

7-1-2 大規模火災に備えた市街地整備対策

1) 防火地域等の見直し

・現在の準防火地域について大規模災害を想定し状況に応じ適宜見直しを図る

2) 避難路の改善

・避難行動や救助活動等のための避難路の改修整備を推進する

【指標と目標】

主な指標 (KPI)	担当課	現状	目標
消防車両の更新	警防課	保有台数 緊急自動車 10台・マイクロバス1台	更新台数 救急車1 台・タンク車1台・救助 工作車1台・マイクロバ ス1台、オーバーホール はしご車
公用車の適正な管理	財政課	法定点検の実施	継続

7 制御不能な二次災害の防止

7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

大規模自然災害による沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害、及び交通麻痺等の二次災害を想定しています。

【脆弱性の評価】

7-2-1 インフラを含む公共施設等の脆弱性

1) 公共施設等管理計画の活用

- ・インフラを含む公共施設等の耐震化・長寿命化を促進するため、公共施設等管理計画を活用し対策を講じる必要がある

7-2-2 多数の人が利用する民間の建物等の脆弱性

1) 特定建築物、福祉施設の耐震化

- ・特定建築物等の耐震化を早急に進める必要がある

7-2-3 災害時の交通ルートの脆弱性

1) 空き家の管理

- ・大規模災害発生時に空き家の倒壊による道路の寸断や周辺住宅への被害、また火災発生等を防止するための対策を推進する必要がある

2) 避難路の改善

- ・災害時における避難行動や救助活動等への支障が懸念されるため事前の対策を講じる必要がある

3) 都市計画道路の見直し

- ・都市計画道路の未整備部分等を含め大規模災害に備えた見直しを検討する必要がある

【リスク回避のための施策方針】

7-2-1 インフラを含む公共施設等の耐震化・長寿命化

1) 公共施設等管理計画の活用

- ・市の将来にわたる公共施設等管理計画の活用を図ることにより、各種施設の耐震化対策の強化を推進する

7-2-2 多数の人が利用する民間の建物等の耐震化

1) 特定建築物、福祉施設の耐震化

- ・病院、教育施設、事業所等の特定建築物について耐震化・改修促進等の指導を促進する
- ・民間の介護施設等について耐震化・改修促進等の情報提供を促進する
- ・民間保育施設について施設改築等への支援を促進する

7-2-3 災害時の交通ルートへの対策

1) 空き家の管理の改善

- ・災害時における管理の不適切な空き家の倒壊による交通網の寸断等を防ぐため、所有者への連絡を強化し早期改善を促す

2) 避難路の改善

- ・避難行動や救助活動等のための避難路の改修整備を推進する

3) 都市計画道路の強化

- ・災害時における避難路や防火帯となる街路の整備を推進する
- ・緊急救援活動等に必要となる緊急輸送道路や避難路について国、県や高速道路管理者と連携を図り整備を推進する
- ・緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ各種施設の長寿命化を図る

【指標と目標】

主な指標 (KPI)	担当課	現状	目標
都市計画道路の整備率	都市整備課	51.7%	54.2%
民間特定建築物の耐震化率	都市整備課	56.3%	90%
保育施設の耐震化率	子育て支援課	62.5%	100%
教育施設の耐震化率	教育総務課	90.9%	100%
民間介護福祉施設の耐震化率	高齢福祉課	88.0%	100%
学校施設長寿命化計画策定	教育総務課	策定済	継続



7 制御不能な二次災害の防止

7-3 大規模災害によるその他想定される二次災害の発生・拡大

大規模自然災害による本市沿岸部やダム、農地や森林の荒廃等の二次災害の発生を想定しています。

【脆弱性の評価】

7-3-1 海域沿岸の二次被害による火災の脆弱性

1) 近隣自治体との連携

- ・近隣自治体との連絡体制を強化する必要がある

7-3-2 ダム損壊による災害対策の脆弱性

1) ダム管理者との連絡体制強化

- ・豪雨災害や大規模地震による災害に備えダム管理者との連絡体制を強化する必要がある

7-3-3 有害物質の拡散・流出抑制の脆弱性

1) 災害に伴う有害物質の処理

- ・大規模災害により発生する有害物質について適正に処理できるような対策を講じる必要がある

7-3-4 農地・森林等の荒廃対策の脆弱性

1) 農地・森林等の荒廃対策

- ・被害を受けた農地や森林の回復を図る対策を講じる必要がある

7-3-5 風評被害に関する脆弱性

1) 関係機関との連携による災害情報発信体制

- ・風評被害拡大を抑制するため正確な災害情報を早い段階で発信できるような対策を講じる必要がある

【リスク回避のための施策方針】

7-3-1 海域沿岸の複合火災対策

1) 近隣自治体との連携強化

- ・近隣自治体との広域的な相互応援体制を確立し、高萩市消防本部受援計画に基づく応援隊受援体制の整備を推進する

7-3-2 ダム損壊による災害対策

1) ダム管理者との連絡体制強化

- ・河川及びダム管理者（茨城県）との災害時の連絡体制強化を推進する

7-3-3 有害物質の拡散・流出の抑制

1) 災害に伴う有害物質の処理対策の強化

- ・災害により発生する有害物質の流出を防ぐための対策調整を推進する

7-3-4 農地・森林等の荒廃対策の強化

1) 農地・森林等の荒廃対策の強化

- ・農地・森林等の荒廃対策として農林業従事者への適切な支援・維持管理及び地域農地利用の最適化を推進する
- ・森林の自然環境、景観、土砂災害、洪水等多面的な機能の維持管理を推進する

2) 地籍調査の実施

- ・地籍調査未了による災害発生時のライフラインの復旧、道路、上下水道、住宅の再建等の遅延防止を図る
- ・地籍の明確化による山林の保全、適切な間伐の促進、土砂災害の防止、水源のかん養、円滑な防災、減災事業を推進する

7-3-5 風評被害対策の強化

1) 風評被害抑制対策

- ・観光産業、商工業への風評被害等による地域社会への影響を防ぐため、関係団体や県等の関係機関等の連携の強化と正確な情報の迅速発信体制構築を推進する

【指標と目標】

主な指標（KPI）	担当課	現状	目標
市消防本部受援体制の整備	警防課	受援計画策定済	年1回受援訓練を実施
隣接消防相互応援協定	警防課、消防署	3消防本部と締結済	継続
災害廃棄物処理計画	環境衛生課	策定済	継続



8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件の整備

8-1 災害廃棄物の処理や復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

大規模自然災害による大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞や、土木施設の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定しています。

【脆弱性の評価】

8-1-1 災害廃棄物処理の脆弱性

1) 災害に伴う廃棄物の処理対策

- ・大規模災害により発生する廃棄物について衛生的に処理できるような対策を講じる必要がある

8-1-2 復旧・復興を担う人材に関する脆弱性

1) 人材確保の対策

- ・災害後の早期復旧のため人材を確保する対策を講じる必要がある

【リスク回避のための施策方針】

8-1-1 災害廃棄物処理対策

1) 災害に伴う廃棄物の処理対策の強化

- ・災害廃棄物処理計画の策定により処理体制の強化を推進する

8-1-2 復旧・復興を担う人材の確保

1) 人材確保のための対策の強化

- ・災害協定締結等により近隣自治体や企業等との連携体制の強化を推進する

【指標と目標】

主な指標 (KPI)	担当課	現状	目標
災害廃棄物処理計画	環境衛生課	策定済	継続



8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件の整備

8-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

大規模自然災害による、地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定しています。

【脆弱性の評価】

8-2-1 市民の防災意識の高揚・地域防災力の脆弱性

1) 地域防災力

- ・共助の観点から地域単位での防災訓練等の活動への支援が必要である
- ・自助共助の観点から地域の防災活動の拠点となる自主防災組織を充実させる必要がある

2) 防犯体制の充実

- ・災害時の防犯対策として平常時から地域の防犯体制を構築する必要がある

3) 治安悪化の抑制

- ・災害による治安の悪化を抑制するための対策を講じる必要がある

【リスク回避のための施策方針】

8-2-1 市民の防災意識の高揚・地域防災力の向上

1) 地域防災力の向上

- ・地域コミュニティの活性化による共助体制を構築し防災意識を高めるための支援を行う
- ・自主防災組織の結成の促進及び活動の充実により地域防災力向上を推進する

2) 防犯体制の充実

- ・LED 防犯灯及び街頭防犯カメラの整備、自助共助の観点から防犯関係団体の活動を促進する

3) 治安悪化の抑制対策の強化

- ・警察等関係機関との連携強化により災害後の治安悪化の抑制対策を強化する

【指標と目標】

主な指標 (KPI)	担当課	現状	目標
自主防災組織数	危機対策課	25 団体	27 団体
市が管理する街頭防犯カメラ設置台数	総務課	13 台	18 台
自警団の設立数	総務課、危機対策課	7 団体	10 団体

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件の整備

8-3 鉄道や高速道路網等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

大規模自然災害による、高速道路網等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定しています。

【脆弱性の評価】

8-3-1 災害時の基幹インフラの対応及び代替ルートの脆弱性

1) 道路橋梁等の管理

- ・大規模災害時における主要幹線道路が分断された場合を想定し代替ルートを検討する必要がある

2) 災害時の交通ネットワークの検討

- ・災害に伴う交通障害を抑制するため災害を想定した地域交通ネットワークを検討する必要がある

【リスク回避のための施策方針】

8-3-1 災害時の基幹インフラの対応及び代替ルートの検討

1) 道路橋梁等の管理の強化

- ・公共施設等管理計画による道路施設の整備・管理や主要幹線道路の代替ルートの検討を推進する

2) 災害時の交通ネットワークの検討の推進

- ・災害時の交通ネットワークに関する対策の検討を推進する

【指標と目標】

主な指標 (KPI)	担当課	現状	目標
都市計画道路の整備率	都市整備課	51.7%	54.2%
避難路 (JR 横断) 点検及び長寿命化	建設課	未着手	着手



1 重点化施策の設定方針

本市の国土強靱化地域計画を推進するにあたって、いかなる自然災害等が起ころうとも対応できる体質・構造への変革を強化していく観点から、あらゆるリスクを想定したうえで主たるリスクと重点的に取り組むべき事項について整理し、限られた資源、財源の中で効率的・効果的に本市の強靱化を進める必要があります。

そのため、次に示す重点化施策の設定方針と重点化の視点から優先付けを行い、優先度の高い施策について、取組みを強化する必要があります。

【重点化施策の設定方針】

人命の保護が最大限図られ、市政及び地域社会の重要な機能が維持され
るとともに、従前より強靱な姿で復興できること

【重点化の視点】

重点化の視点	優先する指標
影響の大きさ	当該施策を講じない場合、大規模自然災害の発生時において、「生命・財産」や「社会経済システム」にどの程度影響を及ぼすか
施策の関係性及び進捗	当該施策が横断的に関連する施策の実行にどの程度影響するか、また、当該施策に係る指標（現状又は目標）等に照らし、施策の進捗を向上させる必要がどの程度あるか
平時の効用	当該施策が大規模自然災害の発生時のみならず、地域活性化や産業振興等平時の課題解決にも有効に機能するか
広域自治体における強靱化への寄与	当該施策が広域自治体における役割分担にあたって、大規模災害のリスク低減にどの程度寄与するものか

1 国土強靱化の推進方針

「高萩市総合計画」においては「持続可能な地域づくり」を考える上でSDGs※の視点を新たに取り入れ、時代に即した科学技術の進歩、ポストコロナの社会ニーズ等を踏まえた計画としており、市民・企業・行政が共通のプラットフォームを持つことで、その理念を経営方針に盛り込む企業・組織等多様な主体と協力・連携していく効果も期待するものとなっております。

国土強靱化の施策分野においては、この「高萩市総合計画」でのSDGsを取り入れた「各分野を横断する6つの重視すべき基本的視点」を踏まえ、国土強靱化の施策分野と関連する推進方針を設定します。

(※) SDGs (= Sustainable Development Goals) 2015年9月に国連で採択された、17のゴールと169のターゲットで構成された「持続可能な開発目標」の略称です。

誰一人取り残されない持続可能な社会をつくるために、経済・社会・環境の3つの側面から、目標の達成に向けて、多様な視点と取組事項が盛り込まれています。



The image shows the 17 Sustainable Development Goals (SDGs) icons arranged in a grid. The title 'SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS' is at the top. The icons are numbered 1 through 17, each with a unique symbol and color. The 17th icon is a circular logo with multiple colored segments.

(1) 安全で安心できる暮らしを守る



災害に強いまちづくりの推進を目指し、強靱なインフラ構築と持続可能な産業化を促進し、ライフスタイルの変化に対応したイノベーションや危機管理体制の備わった安全で安心な暮らしの確保を目指し、包摂的で安全、強い精神力を養い、持続可能なまちづくりを進めるために、行政の果たし得る役割を積極的に果たし強靱化を推進します。

また、いのちや健康を守る暮らしを目指し、災害時においても市民一人一人の健康的な生活を確保するために、情報通信技術を活用した医療環境、福祉環境の充実に努める等強靱化を推進します。

(2) 新たな時代ニーズに適合した教育を実践する



新しい生活様式に適合した教育施設環境を目指し、新型コロナウイルス感染防止対策を考慮した新しい生活様式に対応するため、教育・学習様式等柔軟な施策の展開や教育施設のメンテナンスサイクルの確立を目指し、災害に備え、教育施設の安全性確保とともに持続的な利用を図るための機能の確保や複合化等を含め、財政状況に応じた施設のメンテナンスサイクルを着実に進め強靱化を推進します。

(3) 新たな技術革新に適合した暮らしを支える



新しい生活様式を支える物流システムを目指し、最寄型性商業、買回型性商業のネット通販型商業への需要拡大と合わせ、災害に強い新しい配送・物流システムへの移行に注視した生活機能の確保や、テレワーク等の職住融合への基盤づくりを目指し、災害に対応した社会インフラや住環境の整備を進め強靱化を推進します。

(4) 将来にわたって持続可能な地域を整備する



海洋・海洋資源の保全によるゼロカーボン化の推進、陸域生態系の保護、低炭素社会の推進による環境にやさしい地域社会を目指し、各種取組みを推進するとともに大規模自然災害発生時における災害廃棄物の処理等に留意する等強靱化を推進します。

また、公共施設の適正な管理運用と効率的かつ多様性のある活用を目指し、災害時においても行政機能が維持できるよう対応しつつ市民が利用しやすい公共サービスを提供するために、ストック資産の有効的な運用を進め強靱化を推進します。

(5) 人口減少、少子化・高齢化社会に対応する



全ての市民、それぞれの世代で支え合う地域づくりを目指し、地域で活動する人が増え、一人一人が地域でつながり、共助が根付く生活様式が定着した社会が創られ、災害や犯罪への不安がなく、地域で見守り合いながら安心して暮らせるよう、強靱化を推進します。

また、農地等の生産の場を守ることを目指し、食料及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進することで、食糧需給率の確保に努め、災害時の物資供給にも対応できるよう強靱化を推進します。

大規模自然災害に対する強靱化に最大限留意した「交通体系・公共交通の充実」、「道路の整備及び維持・管理」、「公園・緑地の整備及び維持・管理」、「良好な住宅・住環境づくり」等に係る各種事業を実施して強靱化を推進します。

大規模自然災害に対する強靱化に最大限留意した「上水道の整備及び維持・管理」、「下水道の整備及び維持・管理」、「河川・水路の環境整備」、「情報・通信の充実」等に係る各種事業を実施して強靱化を推進します。

(6) 新たな自治のあり方への対応



市民参画・市民協働のさらなる推進を目指し、公的／民間セクター、市民、NGO／NPO等の多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在として、持続可能なまちづくりの要となり、多様な主体の協力関係を築き、災害時における自助・共助・公助を強化する等強靱化を推進します。

また、多様なコミュニティの再構築を目指し、高齢化が進む地域社会の現状と、SNS等のネットコミュニティ社会を融合した独自のコミュニティの再構築を検討して行く中で、災害に備えたコミュニティの充実を図り強靱化を推進します。

第7章 計画の推進と不断の見直し

1 市の他の計画の見直し

本計画を基本として、国土強靱化に係る市の他の計画について毎年度の施策の進捗状況等により、必要に応じて計画内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行うこととします。

2 計画の推進期間及び見直し

今後の国土強靱化を取り巻く社会経済情勢の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画の推進期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、毎年度の施策の進捗状況等により必要に応じて見直すこととします。

本計画の策定のために実施した脆弱性評価は、市が実施又は把握している施策等を基に行ったものであり、今後、県や民間事業者等が独自に行っている取組等も評価の対象とすることを検討する必要があります。

また、災害の個別事象について、地域ごとの災害の起こりやすさや被害の大きさ等を考慮したリスクシナリオに基づく脆弱性評価を検討する必要があります。

このため、これらの脆弱性評価に関する課題への対応の充実度合いに合わせて、本計画の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行うこととします。

3 施策の検証と改善

(1) ハード対策・ソフト対策を併せたプログラムの推進

ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせながら分野別施策プログラムを推進し、本計画の目標の実現に向けてプログラムの実行性・効率性が確保できるよう十分な検証と改善を行うこととします。

分野別の施策方針と計画は、市の部局等横断的な施策であり、いずれも一つの担当部局の枠の中で実現できるものではありません。

このため、関係する部局等において推進体制を構築して、データや取組内容を共有する等施策の連携を図るものとします。

(2) 施策の進捗管理とPDCAサイクル

本計画の推進方針に基づく各種施策については、本市の分野別計画と連携しながら、計画的に推進するとともに、進捗管理及び評価を行います。

本計画では、毎年度それぞれの施策について進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルにより取組みの効果を検証し、必要に応じて改善を図りながら強靱な高萩づくりを進めていくこととします。



高萩市の災害の記録

本市の災害の記録を顧みると地震と風水害に大別され、なかでも東日本大震災では死者 1 名、負傷者 19 名の人的被害を含む甚大な被害が発生しました。

本市に関連する過去の主な災害としては次のとおりです。

(1) 地震

発生年月日	マグニチュード	被害状況等
1938(昭和 13)年 5 月 23 日	7.0	塩屋崎沖の地震 茨城県では煙突 5 本折損し、磯原で土蔵の倒壊 1 小名 浜に震後 22 分で小津波（全震幅 83cm）が押し寄せた
1938(昭和 13)年 11 月 5 日	7.5	福島県東方沖の地震 茨城県でも微小被害、津波が沿岸を襲った 茨城の田中・祝では津波を観測
2011(平成 23)年 3 月 11 日	9.0	東日本大震災 市内で震度 6 強を観測 死者：1 名 負傷者：19 名 全壊：142 棟 半壊：1,042 棟 一部損壊：3,963 棟 床上浸水：10 棟 床下浸水 18 棟
2011(平成 23)年 3 月 19 日	6.1	茨城県北部の地震 市内で震度 5 弱を観測
2011(平成 23)年 4 月 11 日	7.1	福島県浜通りの地震 市体育館で震度 5 強、市役所で震度 5 弱を観測 津波警報が発令されたが人的・物的被害なし
2011(平成 23)年 9 月 21 日	5.3	茨城県北部の地震 市内で震度 5 弱を観測
2011(平成 23)年 11 月 20 日	5.5	茨城県北部の地震 市内で震度 5 弱を観測
2013(平成 25)年 1 月 31 日	4.7	茨城県北部の地震 市内で震度 5 弱を観測
2013(平成 25)年 9 月 20 日	5.9	福島県浜通りの地震 市内で震度 5 弱を観測
2013(平成 25)年 12 月 31 日	5.4	茨城県北部の地震 市内で震度 5 弱を観測
2016(平成 28)年 11 月 22 日	7.4	福島県沖の地震 津波警報が発令されたが人的・物的被害なし
2016(平成 28)年 12 月 28 日	6.3	茨城県北部の地震 市内で震度 6 弱を観測 軽傷：1 名 一部損壊：5 棟

出典：高萩市地域防災計画等から一部抜粋

(2) 風水害

① 台風

発生年月日	名称等	被害状況等
1958(昭和 33)年 9 月 18 日	台風 21 号	雨量は県北で 180 mm、全県で負傷者 9 名、家屋全壊 16 戸、半壊 22 戸、非住家 89 戸、床上浸水 19 戸、床下浸水 262 戸、道路損壊 19、山がけ崩れ 5、水田冠水 543 町歩、畑地冠水 351 町歩
1958(昭和 33)年 9 月 27 日	台風 22 号 (狩野川台風)	全県で死者 5 名、負傷者 18 名、家屋全壊 57 戸、半壊 104 戸、非住家 295 戸、床上浸水 329 戸、床下浸水 1,875 戸、堤防決壊 4、橋梁流失 1、道路損壊 134、山がけ崩れ 45、水田冠水 6,000 町歩、畑地冠水 638 町歩
1966(昭和 41)年 6 月 28 日	台風 4 号	全県で死者 6 名、負傷者 2 名、建物全壊 12 戸、半壊 13 戸、床上浸水 442 戸、床下浸水 3,351 戸、田畑流失埋没 52.3 町歩、同冠水 14,609 町歩、道路損壊 225、橋梁流失 29、堤防決壊 12、山がけ崩れ 125、鉄道被害 10
1977(昭和 52)年 9 月 19 日	台風 11 号	県北を中心に大きな被害、全県で死者 4 名、負傷者 6 名、床上浸水 370 戸、床下浸水 1,364 戸、道路損壊 6、山がけ崩れ 12
1979(昭和 54)年 10 月 19 日	台風 20 号	全県で死者 1 名、住家全壊 3 戸、一部損壊 14 戸、床上浸水 347 戸、床下浸水 781 戸、電柱折損 113 本、農水産物被害 69 億円
1986(昭和 61)年 8 月 4 日 ～6 日	台風 10 号	県内各地で記録的な大雨、全県で死者 4 名、負傷者 14 名、住家全壊 8 戸、半壊 20 戸、床上浸水 6,980 戸、床下浸水 8,029 戸、文教施設、農林水産施設、公共土木施設等も被害多数
1990(平成 2)年 8 月 8 日 ～10 日	台風 11 号	北部で 100 mm～250 mm以上の大雨、全県で負傷者 1 名、床下浸水 1、道路破損 1、農業被害約 1,324 万円、田の冠水 2 ha
1991(平成 3)年 9 月 18 日 ～21 日	台風 18 号	全県で負傷者 2 名、住家被害（全壊 3、半壊 24、一部損壊 47、床上浸水 466、床下浸水 2,782）、非住家被害 214、崖崩れ 424、道路被害 1,043、農作物の被害約 37 億 9 千万円
1993(平成 5)年 8 月 26 日 ～27 日	台風 11 号	全県で住家被害（一部損壊 2、床上浸水 1、床下浸水 91）、道路被害 10、橋梁流失 2、非住家被害 4、農業被害約 7 億 6 千万円、水産被害約 130 万円等
1996(平成 8)年 9 月 21 日 ～23 日	台風 17 号	全県で死者 1 名、負傷者 13 名、住家被害（全壊 2、半壊 12、一部損壊 263、床上浸水 18、床下浸水 450）、非住家被害 28、田畑冠水約 2,200ha 等

発生年月日	名称等	被害状況等
2002(平成 14)年 7 月 9 日 ～11 日	台風 6 号	県北山沿いを中心に 150 mm～280 mmの大雨、全県で住家被害（一部損壊 1、床上浸水 14、床下浸水 45 等）
2004(平成 16)年 10 月 20 日 ～21 日	台風 23 号	県全域で 150 mm～200 mmの大雨、全県で負傷者 2 名、住家被害（一部損壊 2、床上浸水 9、床下浸水 210）、非住家被害 128、田畑流失・埋没約 5,250ha、田畑冠水約 940ha 等
2007(平成 19)年 9 月 6 日 ～7 日	台風 9 号	総雨量は北茨城市花園で 267 mm、高萩市大能で 231 mm、負傷者 10 名、住家被害（床上浸水 1、床下浸水 1）
2009(平成 21)年 10 月 8 日	台風 18 号	総雨量は花園で 167.0 mm、北茨城で 129.5 mm、大能で 116.5 mm、日立で 130.0 mm、柿岡で 102.5 mm、負傷者 15 名、住家被害（半壊 34、一部損壊 222、床上浸水 1、床下浸水 19）
2011(平成 23)年 9 月 21 日	台風 15 号	総降水量が県内の所々で 100 mmを超え花園で 288.0 mm、北茨城市で最大瞬間風速 31.2m/ s、県内で死者 1 名、負傷者 15 名、住宅被害（半壊 3、一部損壊 47、床上浸水 52、床下浸水 88）
2013(平成 25)年 10 月 15 日	台風 26 号	県内各地で大雨、北茨城市で最大瞬間風速 32.2m/ s、県内で負傷者 15 名、住宅被害（全壊 5、半壊 8、一部損壊 55、床上浸水 104、床下浸水 389）、がけ崩れ 525 箇所
2014(平成 26)年 10 月 5 日～	台風 18 号	県内各地で激しい雨、日立で 21.1m/ s 等各地で 20m/ s 前後の最大瞬間風速、県内で死者 2 名、軽傷 2 名、住宅被害（一部損壊 6、床上浸水 12、床下浸水 115）、農産物等推計被害金額 278,649 千円、9 市町村で避難勧告
2019(令和元)年 10 月 12 日 ～13 日	台風 19 号 (令和元年 東日本台風)	県内各地で大雨、茨城県に大雨特別警報（警戒レベル 5 発令）、総雨量大能 391 mm、開設避難所 4 箇所計 374 名避難、住家被害（床下 1 軒）道路、河川、農道、水路等 137 箇所に被害

出典：高萩市地域防災計画等から一部抜粋

②洪水

発生年月日	名称等	被害状況等
1961(昭和 36)年 6 月 27 日	梅雨末期の集中豪雨	2 日間の雨量は水戸で 309 mm、日立で 342 mm、県全体で死者 11 名、負傷者 7 名、行方不明 1 名、家屋全壊 12 戸、半壊 21 戸、流失 2 戸、床上浸水 1,754 戸、床下浸水 6,456 戸、非住家 4,213 戸、水田流失・埋没 576 町歩、冠水 37,545 町歩、畑地流失・埋没 272 町歩、冠水 10,440 町歩、道路損壊 1,025、橋梁破損・流失 136、堤防決壊 501、山崩れ 192、り災世帯数 8,392、り災人数 34,624 名
2015(平成 27)年 9 月 9 日～	関東・東北集中豪雨	関東・東北で記録的大雨、鬼怒川が決壊 県全体で死者 9 名（災害関連死含む、負傷者 54 名）、家屋全壊 54 戸、大規模半壊 1,785 戸、半壊 3,712 戸、床上浸水 202 戸、床下浸水 3,780 戸
2019(令和元)年 10 月 25 日	10/25 豪雨	県内各地で大雨、関根川浸水想定区域に警戒レベル 4 発令、総雨量下手綱 155 mm（1 時間に 60 mm）を観測、住家被害（床上 1 軒、床下 23 軒）、道路、河川、農道、水路等 73 箇所に被害

出典：高萩市地域防災計画等から一部抜粋



平成 23 年（2011 年）3 月 東日本大震災
本庁舎被災直後の給水状況



平成 23 年（2011 年）3 月 東日本大震災
高戸付近被災状況



令和元年（2019 年）10 月 台風 19 号
小神戸付近被災状況



令和元年（2019 年）10 月 台風 19 号
下君田畜産団地付近被災状況

用語の定義・補足

※複数回使用される用語は、初めに使用されるページ番号を記載しています。

ページ	報告書中の用語	定義・補足等
2	PDCA サイクル	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字をとったもので、この 4 段階を繰り返すことにより、業務を継続的に改善していく手法
3	首都直下地震	政府の地震調査委員会が今後 30 年以内に 70%の確率で起きると予測しているマグニチュード 7 程度の大地震
3	南海トラフ地震	駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね 100～150 年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震で、前回の発生から 70 年以上経過した現在、次の発生の切迫性が高まっている
7	二次災害	自然災害に起因して発生する事象（例えば、地震を起因とする火災、建物倒壊による道路の寸断、ライフラインの寸断等／風水害を起因とした有害物質の漏洩、土砂災害等）
8	深層崩壊	山崩れ・崖崩れ等の斜面崩壊のうち、すべり面が表層崩壊よりも深部で発生し、表土層だけでなく深層の地盤までもが崩壊土塊となる比較的規模の大きな崩壊現象
8	サプライチェーン	製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れ
9	避難行動要支援者	高齢者や障がい者等、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方
13	自主防災組織	災害対策基本法第 5 条 2 において規定される、地域住民による任意の防災組織
16	緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路 本市では、常磐自動車道、国道 6 号、国道 461 号、高萩インター線、高萩塙線、高萩友部線、市道 116 号線、1676 号線、217 号線が該当する
17	大規模盛土造成地における第二次スクリーニング優先度評価	大規模盛土造成地の変動予測を調査するために行うもので、第一次スクリーニング（位置・規模の把握、図面の作成・周知等）の結果を受けて、現地調査を行い、安定計算（滑りやすさの定量化）により滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地を抽出する
17	マチコミメール	学校、施設向け無料のメール連絡網サービス このサービスを活用して、各小中学校から学校や学年単位で保護者に情報を配信している
21	マイ・タイムライン	台風等の接近によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列に整理し、とりまとめた行動計画表のこと
21	プッシュ型配信	受信者側が要求しなくても発信者側から情報が配信される仕組み

ページ	報告書中の用語	定義・補足等
22	防災重点ため池	住宅や公共施設等に近く、自然災害で決壊した場合に人的被害が出る恐れがあるとして、避難対策や補強等の優先的な整備を求められているため池
25	Lアラート	災害発生時に、地方公共団体・ライフライン事業者等が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤
34	応急手当実施率	心肺停止患者数に対する周囲の応急手当（AED等）の実施数
48	オーバーホール	機構が複雑で高価、かつ、安全性や確実性がより強く求められる消防車にあっては、長期間にわたって安全性や性能を維持するために、通常の保守点検に加え、一定年数経過後に専門技術者による点検・整備が必要となり、その点検・整備のこと

高萩市国土強靱化地域計画 令和3年3月

発行：高萩市

〒318-8511 茨城県高萩市本町 1-100-1

TEL：0293（23）1111（代）

FAX：0293（24）0636